

名古屋市税制研究会報告書

－ 大都市における今後の税制の方向性について －

平成 27 年 3 月

名古屋市税制研究会委員

座長	森 徹	名古屋市立大学経済学部教授
委員	前田高志	関西学院大学経済学部教授
	赤木博文	名城大学都市情報学部教授
	伊川正樹	名城大学法学部教授
	松田有加	滋賀大学経済学部准教授

目 次

はじめに

第 1 章	名古屋市における「あるべき税制」を検討する際の 視点	1
第 2 章	地方財政の現状	3
第 3 章	個人所得課税の現状と課題	13
第 4 章	地方法人課税の現状と課題	19
第 5 章	資産課税の現状と課題	26
第 6 章	自動車関連税制の現状と課題	34
第 7 章	消費課税の現状と課題	41

おわりに

はじめに

名古屋市税制研究会は、平成18年6月に名古屋市財政局に設置された研究会である。

第1期となる平成18年度から平成22年度までの間は、「現行の課税制度の総点検」、「大都市税制のあり方・法定外税の検討等」、「税源涵養策の検討」の3点をテーマに調査研究を行っており、その結果については、平成19年8月に中間報告書、平成23年3月に報告書という形で取りまとめを行ったところである。

また、第2期となる今回は、平成24年度から平成26年度までの3年間を研究期間としており、財政局長から委嘱された5名の委員のもとで、「大都市における地方税制のあり方」を主たるテーマに、名古屋市の将来の姿もイメージしながら、調査研究を進めてきた。

具体的には、初めに地方財政の現状について確認した上で、現行の地方税制を個人所得課税、地方法人課税、資産課税、消費流通課税の4つのカテゴリーに分け、それぞれの区分ごとに、現状と課題、今後のあるべき方向性について意見交換等を行ったところである。

この報告書は、このような観点から10回にわたって開催した第2期の研究会の結果について取りまとめを行ったものであるが、今後、名古屋市が国に対して大都市税制のあり方等に関する意見を主張していく際には、本書において言及されている視点や方向性等も十分に踏まえ、その実現に向けて努力されることを期待したい。

第1章 名古屋市における「あるべき税制」を検討する際の視点

名古屋市は、人口 227 万人を抱え、11 兆 8,000 億円（平成 24 年度）の市内総生産（名目）を生み出す中部経済圏の中核都市として、圏域を牽引する役割を担うとともに、個々の住民にとっては最も身近な、基礎自治体としての役割も担っている。

この二つの役割は、名古屋市にとっていずれも重要なものであるため、今後、市政を取り巻く環境が様々に変化していく中であっても、将来にわたって持続的に果たすことができるよう、都市としての活力の維持・向上に努めていかなければならない。

そのためには、例えば人口の減少やリニア中央新幹線の開業といった大きな環境の変化も見据えながら、人・物・情報が高度に集積した魅力ある都市づくりを継続して進められるよう、また、住民の安心・安全な生活を支える基礎的な行政サービスを安定的に提供することができるよう、名古屋市の財政基盤を一層強固なものにしていく必要があるが、とりわけ歳入面について見た場合には、全体の約 5 割を占め、基幹的な歳入として位置付けられる市税収入について、将来にわたって安定的に確保していくことが必要と考えられ、以下に掲げる視点に留意しながら、地方税制を社会・経済状況の変化に適切に対応したものに再構築していかなければならない。

(1) 少子高齢・人口減少社会への対応

名古屋市が平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度までの 5 年間を計画期間として取りまとめた「名古屋市総合計画 2018」によれば、今後の人口動態について、「今後は高齢者が一段と増加することから、死亡数の増加が続くとともに、親となる世代の人口は減少傾向にあることから、出生数が減少すると予測されます。このため、自然減の傾向は今後も続くことが予測されます。また、他地域から本市への社会移動については、経済状況等にも左右されますが、転入超過が続くものと想定しています。このような状況のもとで、本市の常住人口は平成 29（2017）年頃には減少に転じると推計しています。」とされており、また、昼間人口についても、「昼間人口の方が夜間人口（常住人口）より多い状態が続いています。この傾向は今後も続くことが見込まれますが、国全体の人口減少傾向もあり、本市の昼間人口は平成 32（2020）年頃までには減少に転じると推計しています。」とされている。

このように、将来的に生産年齢人口が減少し、歳入を支える納税者数が減少することが予測される中においては、世代間や世代内の公平性の確保、働き方や家族のあり方など、価値観やライフスタイルに対する中立性の維持といった観点から現行税制の歪みを見直すとともに、所得課税・資産課税・消費課税の

バランスについても改めて検討していく必要がある。

(2) 防災対策やアセットマネジメント等の喫緊の課題への対応

名古屋市が取りまとめた「名古屋市震災対策実施計画」によれば、「市民の命を守るとともに、市民生活への影響を最小化することを基本理念とし、『安心して暮らせる減災都市名古屋』を目指します。この基本理念のもと、本市が公表した被害想定のうち、「過去の地震を考慮した最大クラス」の地震を見据えて、ソフト・ハード両面から対策を推進します。」とされており、また、同様に「公共施設白書」によれば、「戦後の急激な人口増加や高度経済成長に伴う社会的ニーズなどに対応するため、昭和40年代から60年代を中心に公共施設を整備し、現在では約2,700施設、延床面積で1,000万㎡に及ぶ公共施設を所有していますが、施設の老朽化を始めとして多くの課題が出てきています。今後、多くの施設が老朽化し改修や改築の時期を迎える中で、どのように対応していくのかを検討しなければならない時期が‘待ったなし’で近づいてきています。」とされている。

今後、市税収入は大幅に伸びることが期待できない中で、このような喫緊かつ財政需要の大きな課題に着実に対応していくためには、歳出面において施策全体の優先順位をより厳しく精査する必要があることはもちろんであるが、歳入面においても、受益と負担のあり方を改めて考えるとともに、目的税の使途の拡充といった柔軟な対応についても検討していく必要がある。

(3) 分権型社会の実現に向けた対応

地方分権の重要性が論じられるようになってから久しいが、平成19年度に所得税から個人住民税への税源移譲が実施されて以来、国と地方の税源配分を是正する観点からの税制改正は実現していない。

逆に平成26年度税制改正では、法人住民税（法人税割）という地方固有の税源、とりわけ名古屋市のように法人が集積した大都市にとっては貴重な税源を国に逆移譲させ、自治体間における税財源の偏在性を調整するための財源として活用する措置が講じられたところであるが、今一度、地方分権の原点に立ち返って、応益性の観点から、あるべき税制について検討していく必要がある。

以下、このような視点を念頭に置きながら、所得課税、資産課税、消費課税のあり方について検討していくが、次章においては、まず地方財政の現状について整理することとする。

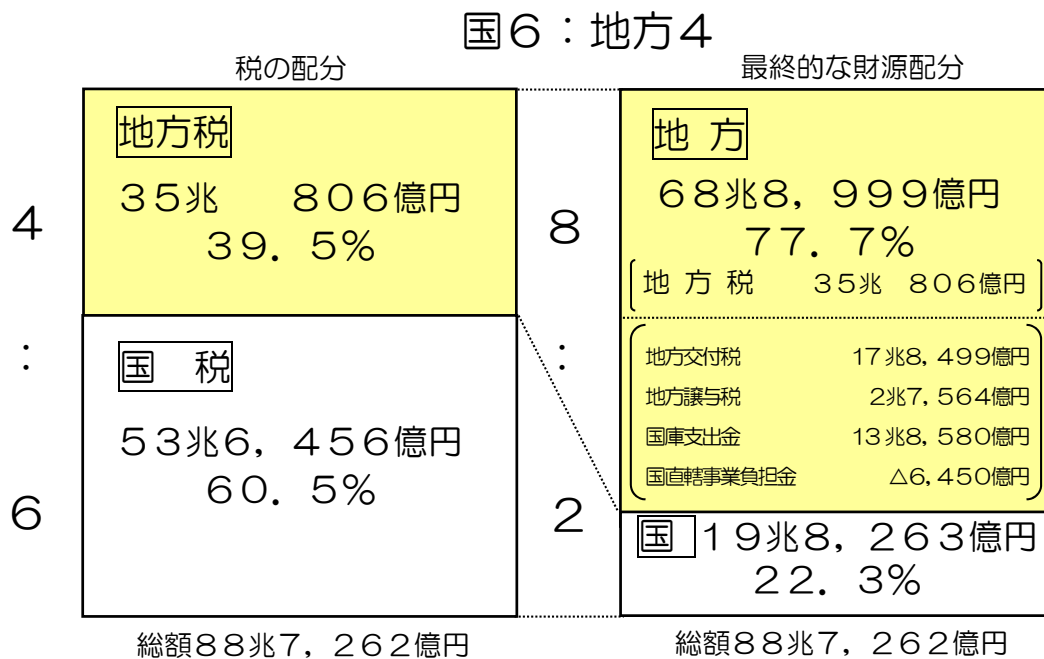
第2章 地方財政の現状

1 地方財政の構造

(1) 国・地方における税の配分状況

- ・国の税収は53兆6,456億円（平成26年度当初予算額）、地方の税収は35兆806億円（平成26年度地方財政計画額）であるため、国と地方の税の配分割合は国：地方＝6：4となっているが、地方税収に地方交付税や国庫支出金等による国からの財源移転も含めた最終的な財源配分を見ると、国：地方＝2：8と逆転しており、税の配分割合から大きく乖離している。
- ・平成26年度税制改正において、地方間の税源の偏在是正や財政力格差の縮小という名目のもとに地方法人税が創設され、法人住民税の一部が国税化されたが、今後もこのような制度が拡充された場合には、国・地方間の税の配分格差は更に拡大していくことになる。

○参考：国と地方の税の配分状況（平成26年度）



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

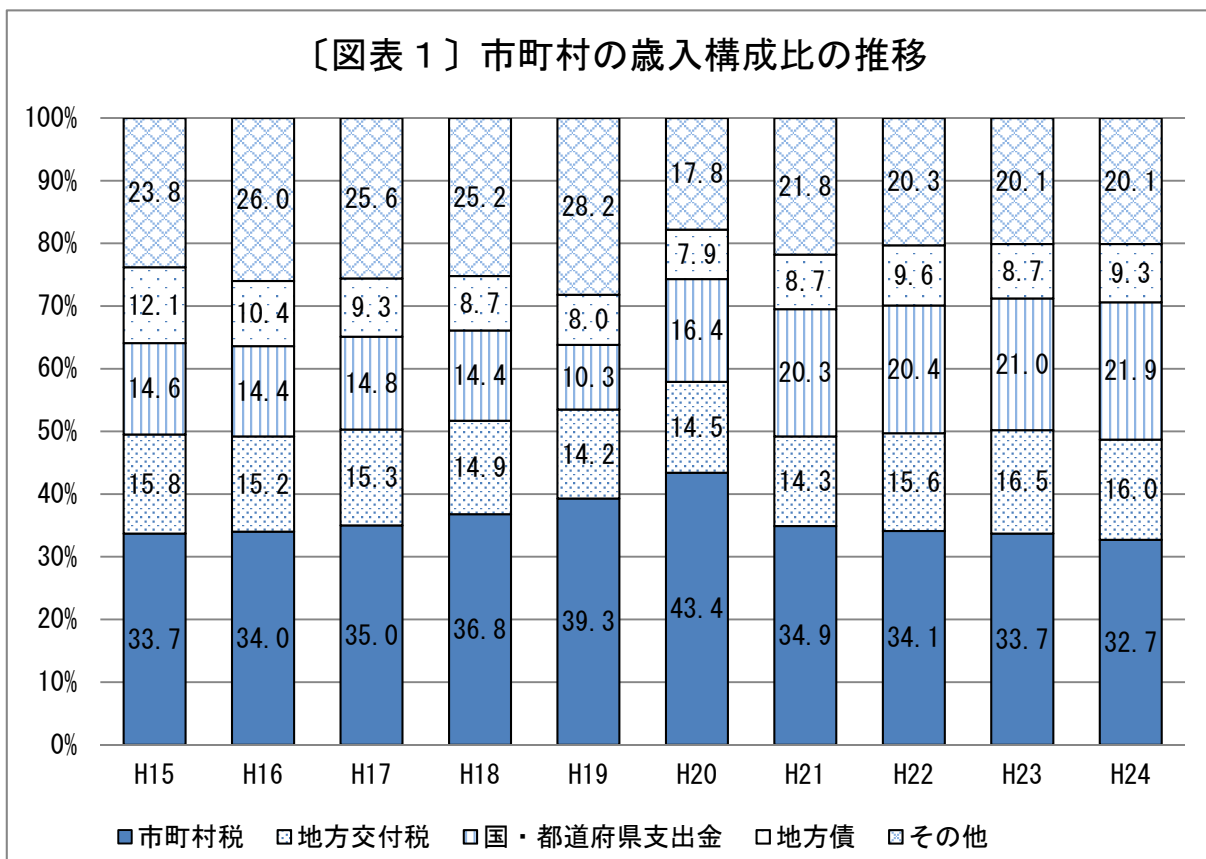
(2) 歳入・歳出構造の比較

① 歳入構造の比較

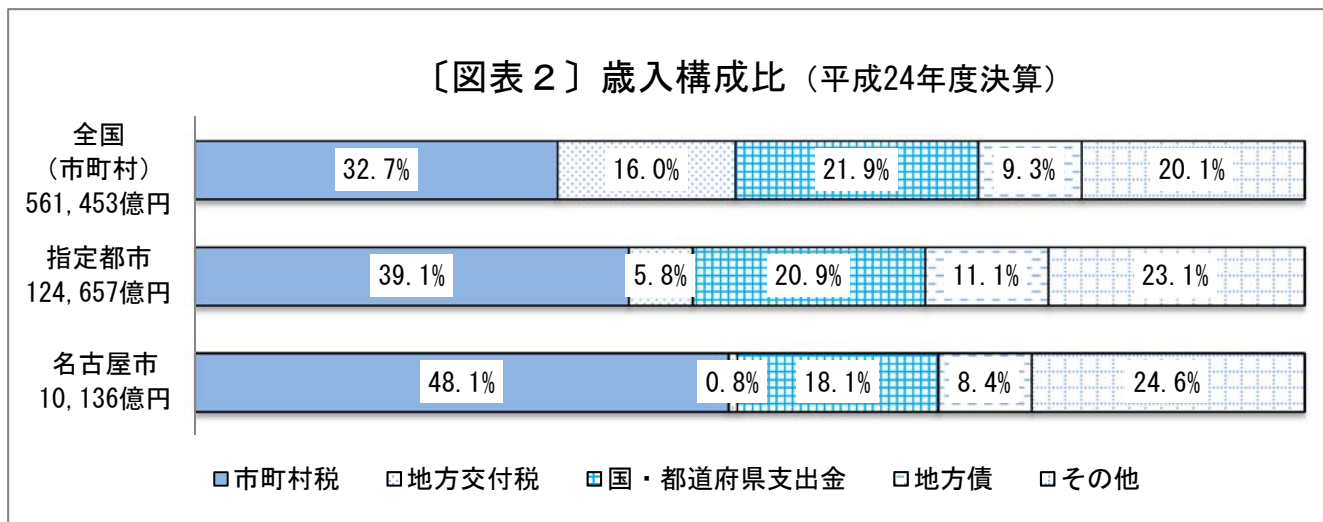
- ・市町村の歳入構造について、過去10年間（平成15年度～平成24年度）の推移(図表1)を見ると、歳入に占める税収の割合は平成20年度をピーク(43.4%)に年々低下しており、平成24年度は32.7%と期間中で最も低くなっている。

- ・指定都市の歳入構造を見ると、歳入に占める税収の割合（図表2）は39.1%（平成24年度決算）となっており、他の市町村と比較すると高い状況にある。
- ・名古屋市の歳入構造について、直近10年間（平成16年度～平成25年度）の推移（図表3）を見ると、歳入に占める市税の割合は概ね50%程度の水準にあるため、指定都市平均よりも高い状況にあるが、全国の傾向と同様、平成20年度をピーク（53.1%）に低下傾向にあり、平成25年度は47.3%となっている。

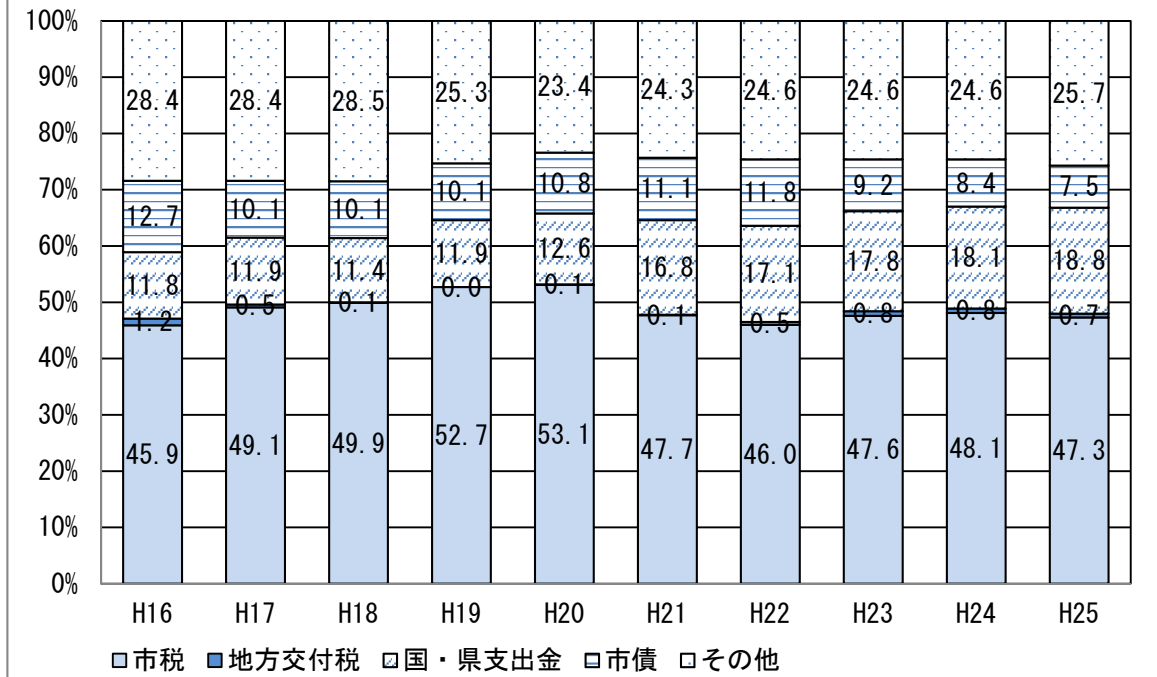
〔図表1〕市町村の歳入構成比の推移



〔図表2〕歳入構成比（平成24年度決算）



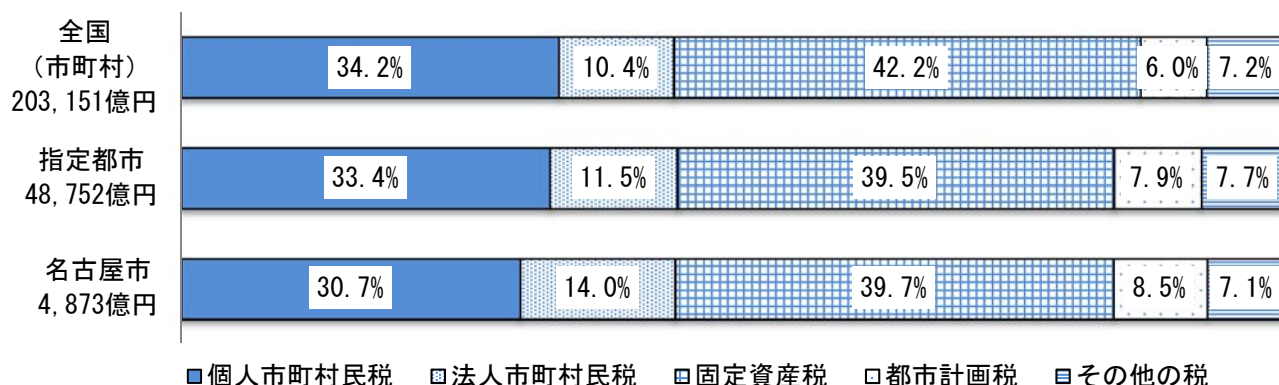
〔図表 3〕 名古屋市の歳入構成比の推移



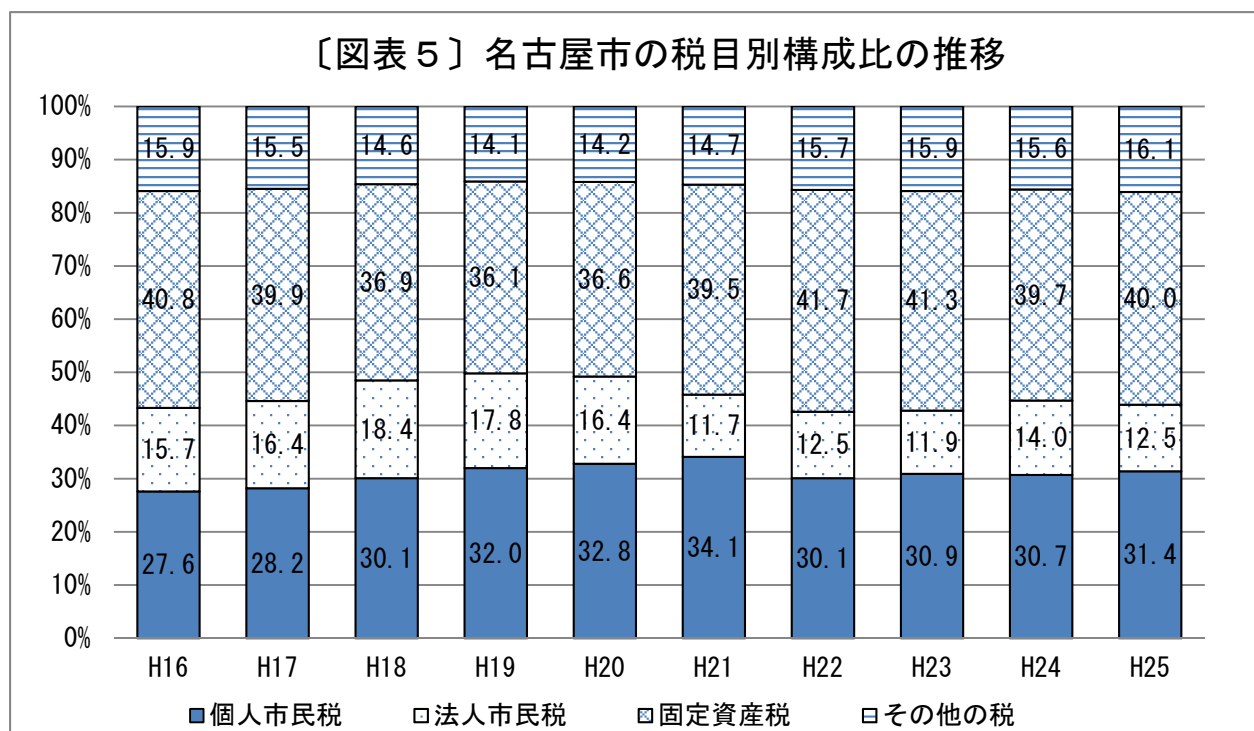
② 税収構造の比較

- ・市町村税の税目別構成比（平成 24 年度決算）（図表 4）を見ると、個人の市町村民税が 34.2%、固定資産税が 42.2%を占めており、この 2 税目が基幹税目として重要な役割を果たしている。
- ・指定都市における税収の税目別構成比（平成 24 年度決算）（図表 4）を見ると、傾向は市町村全体と大きく変わることはないが、法人市民税の割合がやや高くなっている。
- ・名古屋市における税収の税目別構成比（平成 24 年度決算）（図表 4）を見ると、このような傾向はより顕著になっており、法人市民税の割合は 14.0%となっている。
- ・名古屋市における税収の税目別構成比について直近 10 年間（平成 16 年度～平成 25 年度）の推移（図表 5）を見ると、個人市民税及び固定資産税は比較的安定しているが、法人市民税は年度間の変動が大きい。他都市と比較すると法人市民税のウェイトが高いことに鑑みれば、名古屋市は景気変動の影響をより受けやすい税収構造であるといえる。

〔図表4〕税目別構成比（平成24年度決算）



〔図表5〕名古屋市の税目別構成比の推移



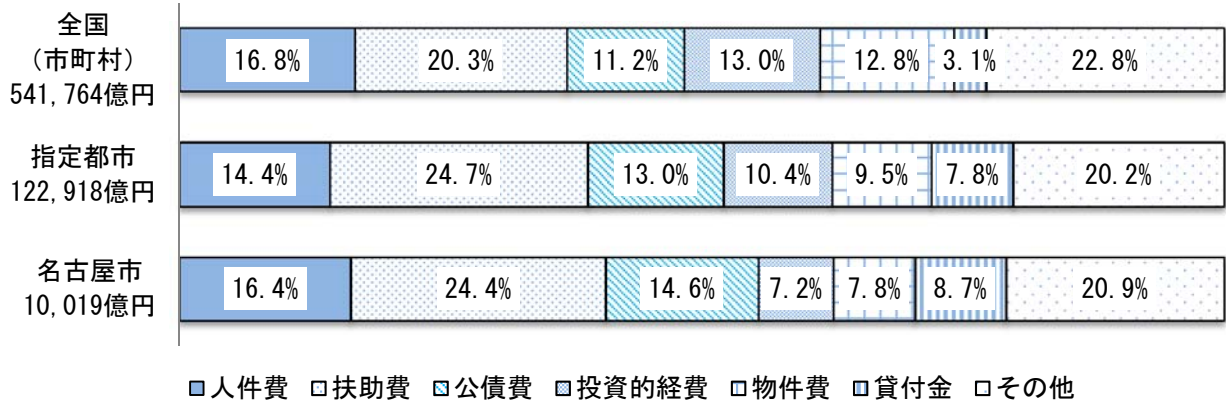
③ 歳出構造の比較

- ・市町村の歳出構造について、性質別に構成比（平成24年度決算）（図表6）を見ると、扶助費の割合が最も高く20.3%となっており、人件費及び公債費を含めた義務的経費の割合は48.3%となっている。
- ・指定都市の歳出構造について、性質別に構成比（図表6）を見ると、市町村全体と比較して人件費や投資的経費の割合が低く、扶助費や公債費の割合が高くなっており、義務的経費の割合は52.1%となっている。
- ・名古屋市の歳出構造について、性質別に構成比（図表6）を見ると、扶助費

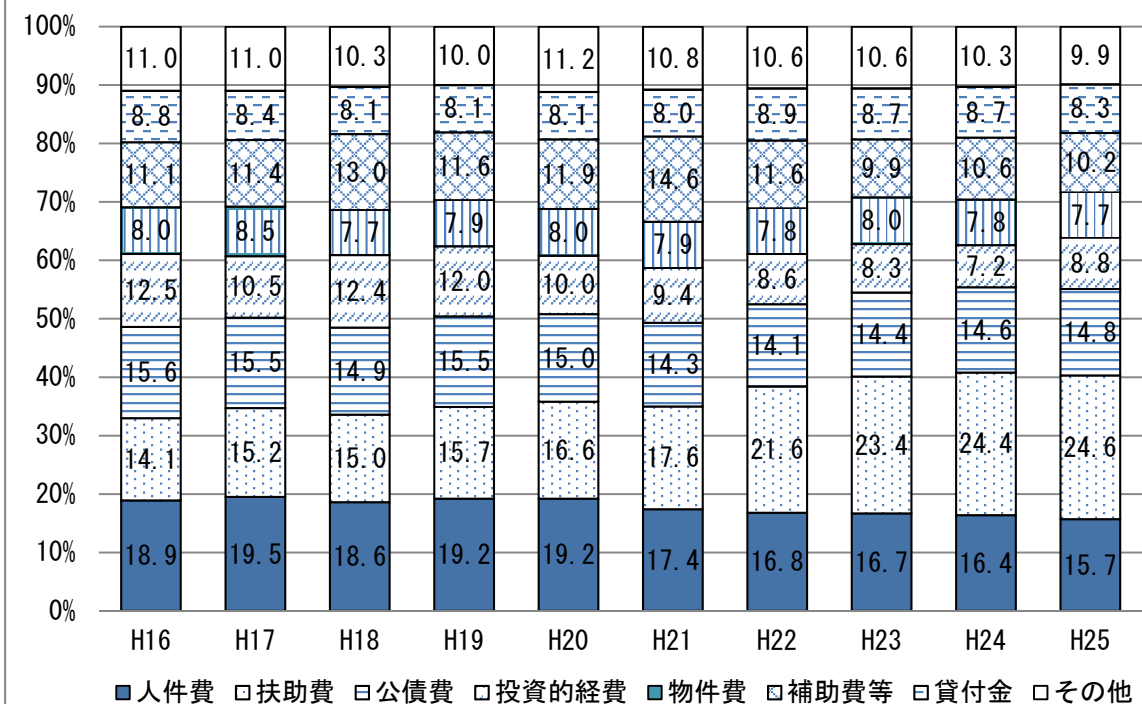
や公債費の割合が高く、義務的経費の割合は55.4%となっている。直近10年間（平成16年度～平成25年度）の推移（図表7）では、扶助費の割合が年々増加し、義務的経費の割合を押し上げており、財政硬直化の一因となっている。また、投資的経費の割合は減少傾向にあり、平成25年度（8.8%）は平成16年度（12.5%）と比較すると7割程度の水準で指定都市の中でも低い水準となっている。

- ・主な財政指標の指定都市比較（図表8）を見ると、名古屋市の実質公債費比率（12.6%）や将来負担比率（164.9%）はいずれも早期健全化基準（実質公債費比率25%、将来負担比率400%）を下回っているものの、他の指定都市と比較すると高い水準にある。これは、社会資本整備等に伴う市債の償還が要因の一つになっているものと考えられる。

〔図表6〕歳出構成比（性質別）（平成24年度決算）



〔図表7〕名古屋市の歳出構成比（性質別）の推移



〔図表 8〕 主な財政指標の指定都市比較（平成 25 年度決算）

区 分	経常収支比 率	義務的経費割 合	投資的経費割 合	実質公債費比 率	将来負担比 率	財政力指数
名古屋市	⑲ 100.2	⑯ 55.1	④ 8.8	⑮ 12.6%	⑭ 164.9%	⑲ 0.983
札幌市	⑦ 92.3	⑨ 51.1	⑤ 10.4	④ 6.7%	⑦ 78.0%	② 0.692
仙台市	⑯ 97.3	① 39.4	⑳ 20.8	⑬ 11.3%	⑫ 134.6%	⑪ 0.851
さいたま市	⑨ 94.5	⑧ 50.7	⑮ 15.2	③ 5.5%	② 25.7%	⑬ 0.971
千葉市	⑪ 95.5	⑪ 53.8	③ 8.7	⑳ 18.4%	⑳ 248.0%	⑯ 0.946
川崎市	⑰ 97.8	⑫ 53.9	⑪ 13.1	⑥ 9.1%	⑨ 111.5%	⑳ 0.996
横浜市	⑧ 94.3	④ 47.2	⑧ 11.9	⑱ 15.4%	⑰ 198.7%	⑱ 0.961
相模原市	⑮ 97.0	⑩ 52.5	⑬ 13.4	① 3.9%	④ 39.8%	⑰ 0.947
新潟市	⑥ 92.2	② 42.8	⑰ 19.7	⑫ 10.9%	⑪ 122.7%	④ 0.721
静岡市	⑤ 91.1	⑦ 50.1	⑱ 18.0	⑧ 10.3%	⑥ 76.2%	⑭ 0.896
浜松市	③ 90.7	⑥ 49.5	⑰ 16.1	⑪ 10.8%	① 8.9%	⑫ 0.866
京都市	⑳ 100.3	⑬ 54.2	② 7.3	⑰ 14.0%	⑰ 230.2%	⑥ 0.762
大阪市	⑱ 98.3	⑳ 60.0	① 5.1	⑤ 9.0%	⑬ 152.5%	⑮ 0.905
堺市	⑬ 96.3	⑰ 56.7	⑨ 12.2	② 5.2%	③ 27.6%	⑨ 0.840
神戸市	⑩ 95.1	⑰ 55.6	⑭ 13.5	⑦ 10.1%	⑧ 94.6%	⑤ 0.760
岡山市	① 87.5	⑰ 55.6	⑩ 12.4	⑭ 12.4%	⑤ 54.0%	⑥ 0.762
広島市	⑭ 96.4	⑮ 54.3	⑦ 11.4	⑰ 15.6%	⑱ 228.2%	⑧ 0.808
北九州市	⑫ 95.6	⑤ 49.2	⑫ 13.2	⑨ 10.5%	⑮ 169.3%	③ 0.695
福岡市	④ 90.8	③ 46.6	⑥ 11.2	⑱ 13.4%	⑱ 174.8%	⑩ 0.848
熊本市	② 89.5	⑬ 54.2	⑱ 15.7	⑩ 10.6%	⑩ 122.5%	① 0.678

※数値の低い順に丸数字を付番している。

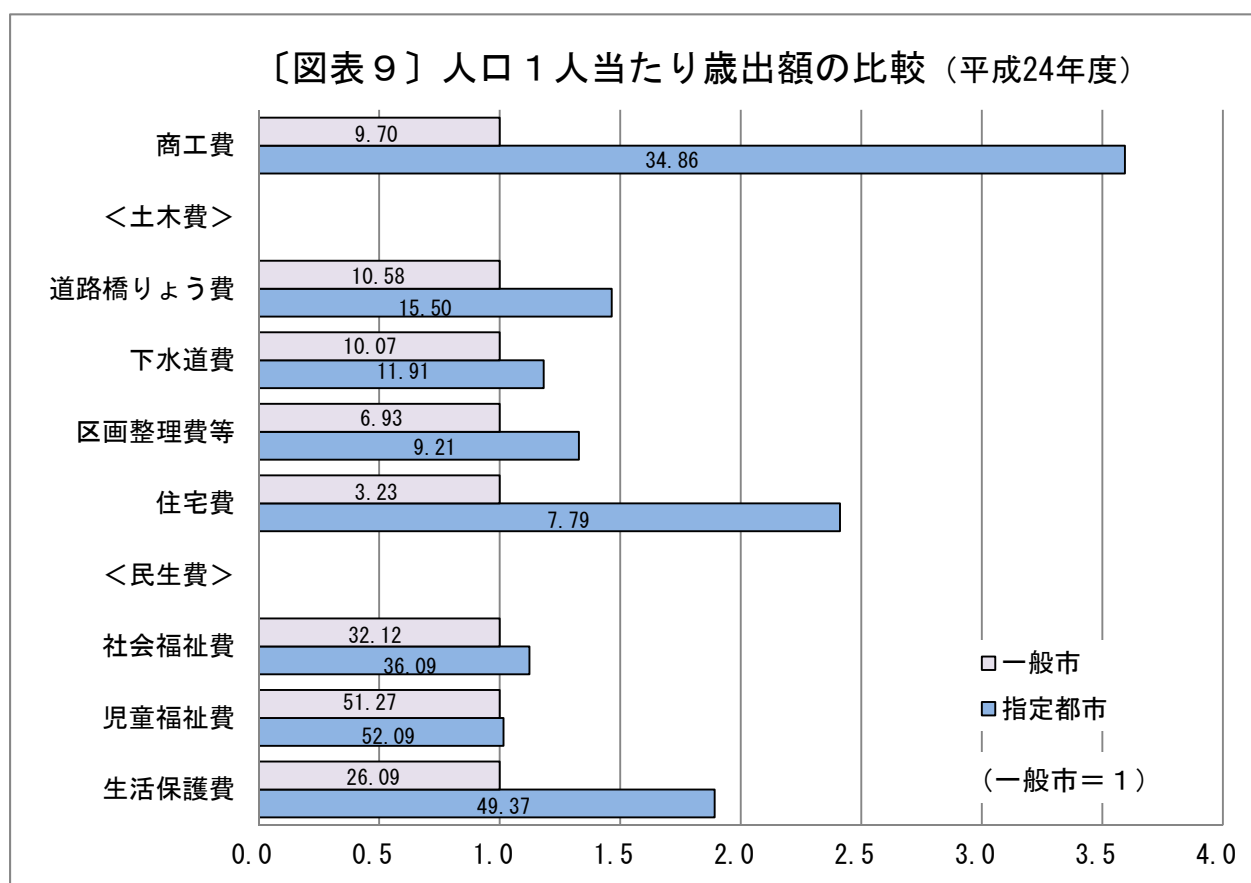
- ・ 経 常 収 支 比 率：経常一般財源及び臨時財政対策債の合計に占める経常経費充当一般財源の割合
- ・ 義務的経費割合：歳出総額に占める人件費、扶助費及び公債費の割合
- ・ 投資的経費割合：歳出総額に占める投資的経費の割合
- ・ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3ヵ年平均
- ・ 将来負担比率：地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・ 財 政 力 指 数：基準財政需要額に占める基準財政収入額の割合

2 大都市財政の状況

(1) 大都市財政の現状

① 大都市特有の財政需要

- ・指定都市には、わが国の人口の約2割、商業活動の約3割が集中しているため、日本経済を牽引する役割を果たしている一方で、交通混雑等の経済・生活インフラの問題、ごみや地球温暖化等の環境問題、救命救急活動や犯罪等の市民の安心・安全に係る問題、生活保護やホームレス等の貧困問題など、都市的課題が顕在化している。
- ・これらの都市的課題に伴って生ずる財政需要により、指定都市における商工費、土木費、民生費等は一般市と比較してかなり高くなっており、人口1人あたりの歳出額（図表9）を見ると、例えば商工費は約3.6倍、道路橋りょう費は約1.5倍、住宅費は約2.4倍、生活保護費は約1.9倍となっている。



② 名古屋市の状況

- ・名古屋市の人口密度は6,958人/㎢（平成25年度）で指定都市の中でも特に高く、また昼夜間人口比率も113.5%と流入超過の状況にある。

- ・人口や産業の集積に基因して交通インフラの需要が高く、市営バスの営業距離は 754 k m、市営地下鉄の営業距離は 93.3 k m と、それぞれ指定都市平均の 4 倍超となっている。また、道路率（市域面積に対する道路面積の割合）も 17.1% と指定都市平均の 7.6% を大きく上回っている（いずれも平成 24 年度）。
- ・住宅需要も高く市営住宅の戸数は 61,244 戸と指定都市平均の 2.7 倍であり、市営住宅比率（全世帯数に対する市営住宅戸数の割合）は 6.0% と、指定都市平均の 1.8 倍となっている（いずれも平成 24 年度）。

(2) 事務配分の特例に係る財政需要

- ・地方公共団体の主な役割分担の現状（図表 10）について見ると、指定都市は事務配分の特例規定に基づき、児童相談所の設置や保健所の設置、国道や県道の管理など、道府県が所管する事務の一部を道府県に代わって実施しているが、地方税制はこのような事務や権限の配分状況に関わらず画一的であるため、これらの事務に係る財政需要を満たすための財源が十分に措置されていない状況にある。

なお、指定都市が負担しているこれらの大都市特例事務に係る経費は推計で約 3,800 億円（平成 26 年度）であるが、税制上、措置されている額は約 1,500 億円にとどまっているため、約 2,300 億円が措置不足となっている。

〔図表 10〕 地方公共団体の主な役割分担の現状

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬取扱者（一部）の免許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間の 1 級河川、2 級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察（犯罪捜査、運転免許等）
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道、県道の管理 ・指定区間の 1 級河川（一部）、2 級河川（一部）の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村保健センターの設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種の実施 ・結核に係る健康診断 ・埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置・運営 ・生活保護（市及び福祉事務所設置町村が処理） ・養護老人ホームの設置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の服務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集や処理 ・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の整備・管理運営 ・都市計画決定（上下水道等関係） ・都市計画決定（上下水道等以外） ・市町村道、橋梁の建設・管理 ・準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 （その他） ・戸籍・住基

（出典）第 30 次地方制度調査会（第 6 回専門小委員会資料）

- ・指定都市の市民は、これらの大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から享受しているにもかかわらず、その経費は道府県税という形で負担しているため、受益と負担の関係にねじれが生じている。

3 地方税制のあり方

(1) 税制の基本原則

税制は、公平・中立・簡素の三つの原則に基づいて構築される必要がある。

① 公平

- ・公平の原則とは、それぞれの能力（担税力）に応じて負担を分かち合うべきものであることを意味する。
- ・多義的な概念であり、負担能力が等しい者には等しい負担を求めるべきという考え方（水平的公平）と、負担能力が大きい者にはより大きな負担を求めるべきという考え方（垂直的公平）がある。

② 中立

- ・中立の原則とは、税制が可能な限り個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにすべきであることを意味する。
- ・企業形態や個人の就業形態、消費選択等に対する中立性を確保し、経済活動や経済の発展に支障を来さないようにすることが求められる。

③ 簡素

- ・簡素の原則とは、税制の仕組みは可能な限り簡素で、納税者が理解しやすいものにすべきであることを意味する。
- ・税務行政に対する納税者の信頼を確保する上で、自己の税負担の計算が容易であることや、納税コスト、徴税コストが安価であることは重要である。

(2) 地方税の原則

地方税制を構築する際には、前記の公平・中立・簡素の3原則に加え、次に掲げる原則についても重視する必要がある。

① 応益性・負担分任性

- ・地方公共団体が提供する行政サービスは、日常生活に密接に結びついた基礎的なものが多く、広く住民一般が受益者となっていることから、住民自治の原則に基づき、このような行政サービスに要する費用については、地域住民が分かち合う必要がある。

② 安定性

- ・地方公共団体が提供する行政サービスは、日常生活に密接に関わり、恒常的

に提供されるべきものが多いため、これを財政面で支える税収は、年度間の変動が小さく安定的であることが必要である。

③ 十分性・伸張性

- ・ 地方公共団体が提供する行政サービスを賄うのに十分な税収が得られ、また社会経済の進展に基因した行政サービスの拡大に伴う歳出増にも対応できることが必要である。

④ 普遍性

- ・ 税収が特定の地域に偏らないよう、税源が普遍的に存在することが必要である。

(3) 地方税制の課題

- ・ 現在の国と地方の税の配分割合（6：4）は、地方交付税や国庫支出金を含めた最終的な財源配分（2：8）と大きく乖離しているが、地方公共団体が事務・事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するためには、消費税や所得税など、国の複数の基幹税目から地方に税源移譲を行い、地方に対する税の配分割合を高めていく必要がある。
- ・ 圏域の中核都市としての機能を担う指定都市には、大都市特有の財政需要が存在しているが、地方税制は都市の規模や特性に関わらずほとんど画一的であるため、このような財政需要を十分に賄うことができない構造となっている。また、指定都市が道府県に代わって実施している特例事務についても、必要な財源が十分に措置されていない。
- ・ 今後、ますます少子高齢化や人口の減少が進むことに伴い、勤労世代に属する人口の減少が見込まれている中で、引き続き防災をはじめとした安心、安全に関する施策や、子育て支援、高齢者福祉といった多くの分野でよりきめ細かな対応が求められていることを踏まえると、将来的な行政ニーズの拡大にも十分対応できる税制を構築していかなければならない。

第3章 個人所得課税の現状と課題

1 個人住民税の現状

(1) 個人住民税の概要

- ・個人住民税は、市町村民税と道府県民税からなるが、このうち市町村民税は、市町村が賦課期日（1月1日）に当該市町村内に住所を有する個人に対して課す税で、均等割と所得割から構成されている。なお、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者に対しては、均等割のみが課される。
- ・道府県民税は、均等割と所得割のほか、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割から構成されているが、このうち均等割と所得割は、市町村民税と同様に、道府県が賦課期日（1月1日）に当該道府県内に住所を有する個人に対して課す税であり、その賦課徴収については市町村が市町村民税と併せて行うものとされている。
- ・個人住民税のうち、均等割は、合計所得金額が非課税限度額を超える者に対し、定額（標準税率は道府県民税 1,000 円、市町村民税 3,000 円。ただし、平成 26 年度から平成 35 年度までの間は、道府県民税 1,500 円、市町村民税 3,500 円）により課される税であり、また、所得割は、所得が一定の水準を超える者に対し、課税所得金額を課税標準として比例税率（標準税率は道府県民税 4%、市町村民税 6%）により課される税である。

(2) 個人住民税の意義

- ・個人住民税は、地域社会の構成員である個人が、市町村や都道府県の提供する各種の行政サービスを享受していることに着目し、応益的に負担を求める税であり、地域社会を維持するために必要な費用を広く住民が分かち合うという負担分任の性格を有している。
- ・このため、応能負担を原則とし、所得の再分配機能を有する所得税とは異なり、できるだけ薄く広く負担を求める仕組みとなっており、所得税よりも課税ベースが広がるよう、所得控除額が小さくなっている一方で、税率は累進構造ではなく、所得金額にかかわらず一律となっている。

○参考：給与所得者の非課税限度額と課税最低限

(単位：千円)

区 分	個人住民税			所得税
	均等割	所 得 割		
	非課税限度額	非課税限度額	課税最低限	課税最低限
独 身	1,000	1,000	1,088	1,144
夫 婦	1,560	1,700	1,455	1,566
夫婦子1人	2,057	2,214	1,950	2,200
夫婦子2人	2,557	2,714	2,700	3,250

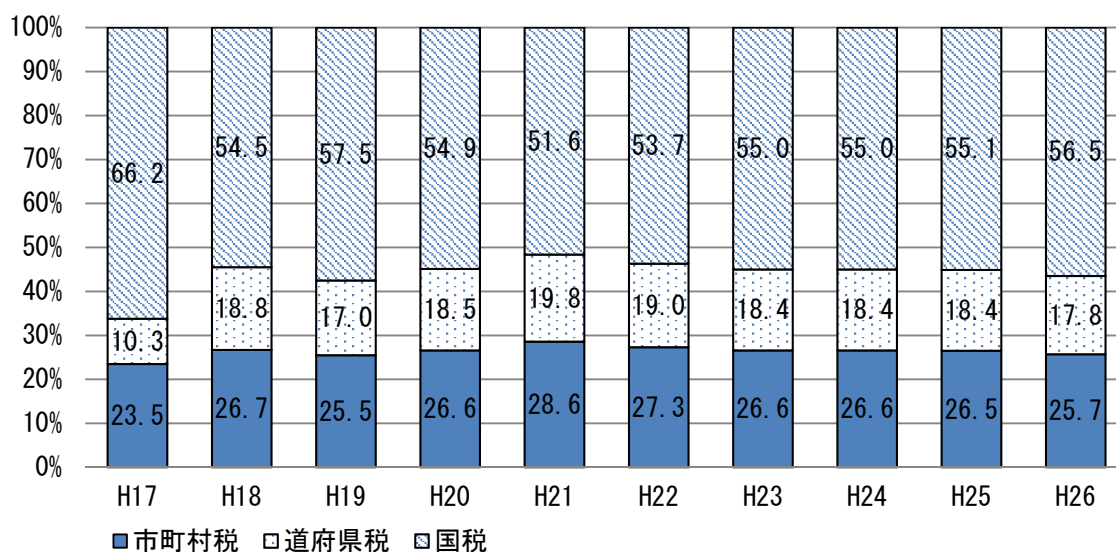
- (注) 1 均等割の非課税限度額は生活保護基準の級地区分が1級地の場合の金額である。
 2 所得割については、非課税限度額又は課税最低限のうち、金額の大きい方が適用される。
 3 夫婦子1人の場合、子は一般扶養控除の対象に該当するものとしており、また、夫婦子2人の場合、子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象に該当するものとしている。

- 均等割は、負担分任という個人住民税の性格を最も端的に示すもので、個人住民税の基礎的な部分として位置付けられている。また、その創設時には、地方自治の精神を税制に顕現させるものという説明がされていたことに鑑みると、財源調達のための手段にとどまらず、自治意識の涵養を図るための手段としての側面もあると考えられる。

(3) 個人所得課税の国・地方への配分割合

- 直近10年間（平成16年度～平成25年度）における個人所得課税の配分割合は次のグラフ（図表11）のとおりであり、平成19年度に国（所得税）から地方（個人住民税）に3兆円規模の税源移譲が実施されたものの、市町村の配分割合は大きく変わっていない状況にある。

〔図表11〕 個人所得課税の配分割合の推移

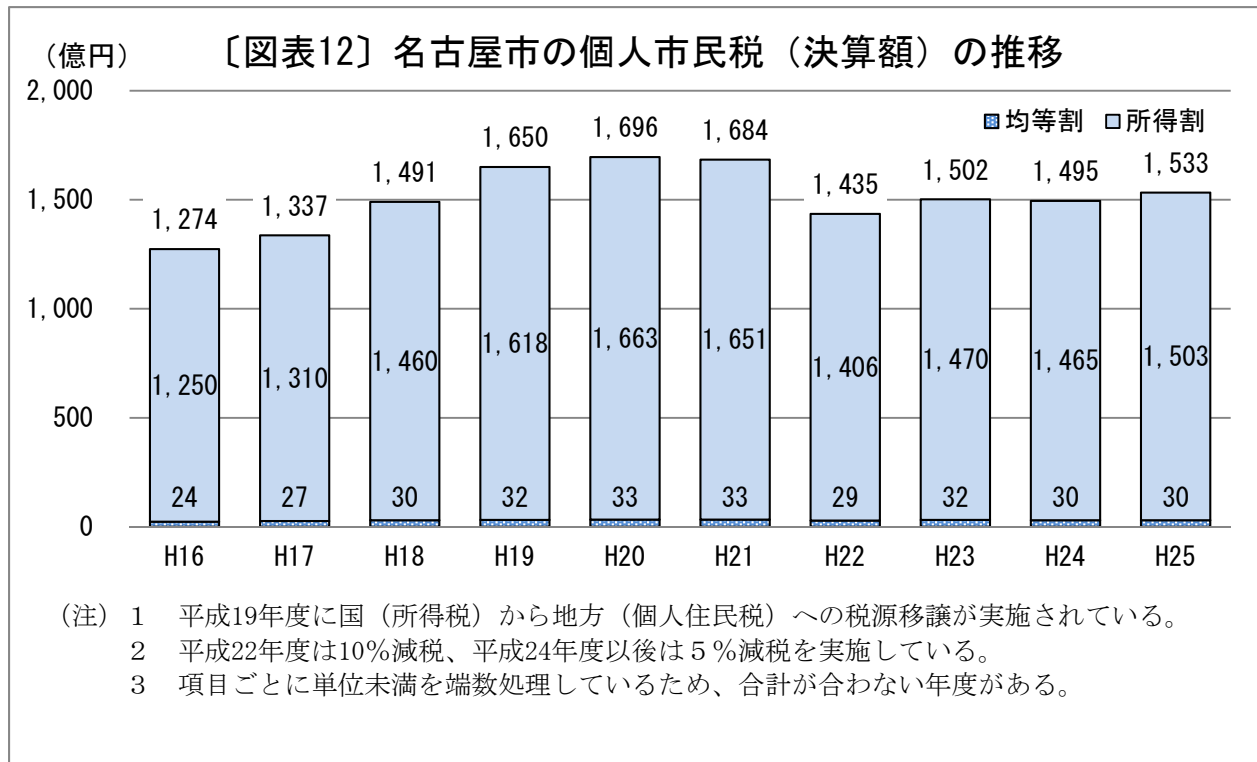


- (注) 1 国税は所得税及び復興特別所得税、道府県税は個人道府県民税（所得割）及び個人事業税、市町村税は個人市町村民税（所得割）を基礎としている。
- 2 平成17年度から平成24年度までは決算額、平成25年度及び平成26年度は国の当初予算額及び地方財政計画額に基づく数値である。
- 3 平成18年度の道府県税及び市町村税については「所得譲与税」を含んでいる。
- 4 東日本大震災による減免などの金額は含んでいない。

(4) 税収の状況

- 個人住民税に係る税収を見ると、市町村と都道府県を合わせた全国ベースでは12兆934億円（平成25年度決算）となっており、地方税全体（34兆6,906億円）の34.9%を占める基幹税目となっている。
- なお、個人市町村民税は7兆125億円で市町村税全体（20兆2,607億円）の34.6%を占めており、また、個人道府県民税は5兆809億円で道府県税全体（14兆4,299億円）の35.2%を占めている。
- 名古屋市における個人市民税は1,533億円（平成25年度決算）であり、市税収入全体（4,882億円）の31.4%を占めている。なお、名古屋市では平成24年度から市民税5%減税を実施しており、この減税に伴う平成25年度の減収額は79億円である。
- 名古屋市における直近10年間（平成16年度～平成25年度）の個人市民税の決算額の推移は次のグラフ（図表12）のとおりであり、平成20年度が最高で1,696億円、平成16年度が最低で1,274億円となっている。（ただし、平成22年度は市民税10%減税を実施しており、平成22年度に135億円、平成23

年度に 19 億円の減収が生じている。また、平成 24 年度以後は市民税 5 % 減税を実施しており、平成 24 年度に 69 億円、平成 25 年度に 79 億円の減収が生じている。）



2 個人所得課税の課題

(1) 市町村に対する配分割合の拡充

- ・平成 19 年度に国（所得税）から地方（個人住民税）への 3 兆円規模の税源移譲が実現したところであるが、個人所得課税に係る国、地方間の配分割合は概ね国：地方＝6：4 となっており、税源移譲の前後を通じて、この状況に大きな変化はない。
- ・住民にとって最も身近な存在である市町村が、厳しい財政状況の中で、多様化する市民ニーズに的確に応え得る自立的な行財政運営を行っていくためには、市町村財政の基盤を強化することが不可欠であり、個人住民税はその重要な要素となる税目であることから、市町村に対する個人所得課税の配分割合を上げていく必要がある。

(2) 負担分任機能の回復

① 均等割の負担水準の見直し

- ・市町村民税における均等割の標準税率は、地方税法が施行された昭和 25 年度

当時、800円（人口50万人以上の市の場合）であったが、人口による区分が廃止された平成16年度には、すべての市町村の標準税率が3,000円に統一され、現在に至っている（なお、平成26年度から平成35年度までの間は、防災・減災事業に要する財源確保のため、3,500円に引き上げられている。）。しかし、この間、1人当たりの国民所得は約35倍、地方歳出額は約60倍に増大しており、均等割の伸び率と大きく乖離している状況にある。

- ・また、市町村における均等割の税収は、昭和25年度当時、個人市町村民税に係る税収全体の18.3%を占めていたが、平成25年度は2.5%にまで低下しており、負担水準が相対的に低くなっていることから、負担分任を旨とする個人住民税の基礎的な部分であることも踏まえ、その負担水準を適切に見直す必要がある。

② 所得控除の見直し

- ・所得控除は、個々の納税者の生活実態等に鑑み、担税力を減殺させる事情がある場合に、当該事情を当該納税者の税負担に反映させ、負担の軽減を図る制度であるが、税額の算定にあたり、法定された控除額を所得金額から控除する仕組みとなっていることから、控除額が適切な水準を超えて過大になっている場合や、社会経済状況の変化とともに、もはや所得控除という形で対応する必要がなくなった場合などには、課税ベースとなる所得金額が過大に圧縮され、税負担が必要以上に軽減されてしまうことになる。
- ・このような状況にある場合には、所得控除が適用される納税者と適用されない納税者との間の公平性という問題が生じることはもちろんであるが、今後、少子高齢化や人口減少が加速し、財政面で地域社会を支える納税者が減少することが見込まれている中で、個人住民税の本旨である応益負担や負担分任という観点から見ても問題が大きいと考えられる。

3 個人所得課税の今後のあり方

(1) 国（所得税）から地方（個人住民税）への税源移譲

- ・個人住民税は、税収が比較的安定的な基幹税目であることから、市町村が基礎的行政サービスを安定的に提供していくための財源としてふさわしい税目であり、今後、さらにその充実を図っていく必要がある。
- ・国と地方の税の配分割合は、国：地方＝6：4となっているが、地方税収に地方交付税や国庫支出金等による国からの財源移転も含めた最終的な財源配分を見ると、国：地方＝2：8となっており、税の配分割合から大きく乖離していることに鑑みると、国（所得税）から地方（個人住民税）への税源移

譲を実施し、税源配分を国と地方の役割分担に応じたものに見直していく必要がある。

(2) 均等割の税率の見直し

- ・市町村における均等割の標準税率は、平成 16 年度に人口規模にかかわらず一律 3,000 円（平成 26 年度から平成 35 年度までの間は 3,500 円）となったが、人口 50 万人以上の大都市については、平成 8 年度に 2,500 円から 3,000 円に引き上げられて以来、見直しが行われていない。
- ・均等割が負担分任を旨とする個人住民税の基礎的な部分として位置付けられていることに鑑みると、現行の負担水準は低いと考えられることから、適正な水準に税率を引き上げる必要がある。

(3) 所得控除の整理・合理化

- ・個人住民税は、応益負担や負担分任という観点から、薄く広く税負担を求める構造にしていく必要がある、そのためには、低所得者への影響に留意しつつ、基礎控除や配偶者控除、扶養控除といった人的控除のあり方や、生命保険料控除、地震保険料控除といった政策誘導的な控除のあり方を改めて検討する必要がある。
- ・このうち、政策誘導的な控除については、所得税で対応するものとし、個人住民税にはできるだけ導入しないことが望ましい。

第4章 地方法人課税の現状と課題

1 法人住民税の現状

(1) 法人住民税の概要

- ・法人住民税は、市町村が当該市町村内に事務所や事業所を有する法人に対して課す市町村民税と、道府県が当該道府県内に事務所や事業所を有する法人に対して課す道府県民税からなり、それぞれ均等割と法人税割で構成されている。
- ・均等割は、道府県民税にあつては資本金等の額に応じて2万円から80万円まで5段階に、市町村民税にあつては資本金等の額と従業者数に応じて5万円から300万円まで9段階に区分されている。また、法人税割は、法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として、比例税率（標準税率は道府県民税3.2%、市町村民税9.7%）により課される。
- ・2以上の都道府県又は市町村に事務所や事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により按分し、各都道府県又は各市町村に申告納付することとされている。

(2) 法人住民税の意義

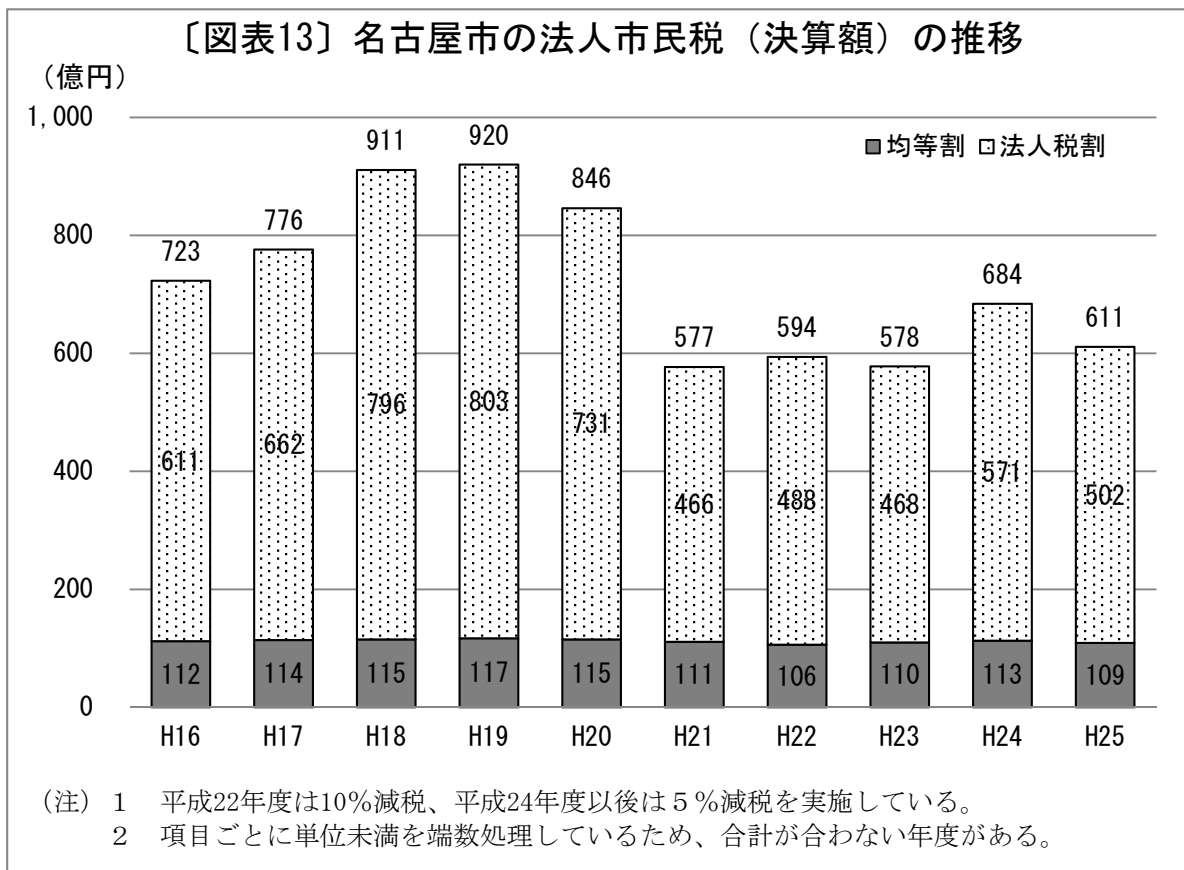
- ・法人住民税は、個人と同様、法人も様々な行政サービスを享受していることに着目して応益的に課される税であり、地域社会を維持するために必要な費用の負担をその構成員である法人に求めるものである。
- ・法人住民税の均等割は、個人住民税の均等割と同様、地域社会の会費としての性格を端的に示す部分であり、その税率は、資本金等の額（法人市町村民税にあつては資本金等の額及び従業者数）に応じて段階的に設定されている。これは、法人の規模が多様であり、行政サービスの受益の程度も異なることを考慮したためと考えられるが、個人住民税と異なり、所得が一定の水準以下の法人に対する非課税措置が設けられていないことから、応益負担としての性格がより徹底されているといえることができる。
- ・法人住民税の法人税割は、国の法人税額が課税標準となっていることから、事実上、法人所得に対する課税となっており、したがって欠損法人には課税されないため、課税根拠を応益性に求める立場からは、課税標準の妥当性に疑問の余地があると言える。

(3) 税収の状況

- ・法人住民税に係る税収を見ると、市町村と道府県を合わせた全国ベースでは2

兆 5,692 億円（平成 25 年度決算）となっており、地方税全体（34 兆 6,906 億円）の 7.4%を占めている。

- なお、法人市町村民税は 1 兆 8,589 億円で市町村税全体（20 兆 2,607 億円）の 9.2%を占めており、このうち指定都市に係る法人市民税は 5,604 億円で法人市町村民税全体の 30.1%を占めている。
- 名古屋市における法人市民税は 611 億円（平成 25 年度決算）であり、市税収入全体（4,882 億円）の 12.5%を占めている。なお、名古屋市では平成 24 年度から市民税 5%減税を実施しており、この減税に伴う平成 25 年度の減収額は 32 億円である。
- 名古屋市における直近 10 年間（平成 16 年度～平成 25 年度）の法人市民税の決算額の推移は次のグラフ（図表 13）のとおりであり、平成 19 年度が最高で 920 億円、平成 21 年度が最低で 577 億円となっている。（ただし、平成 22 年度は市民税 10%減税を実施しており、平成 22 年度に 26 億円、平成 23 年度に 38 億円の減収が生じている。また、平成 24 年度以後は市民税 5%減税を実施しており、平成 24 年度に 14 億円、平成 25 年度に 32 億円の減収が生じている。）



2 事業所税の現状

(1) 事業所税の概要

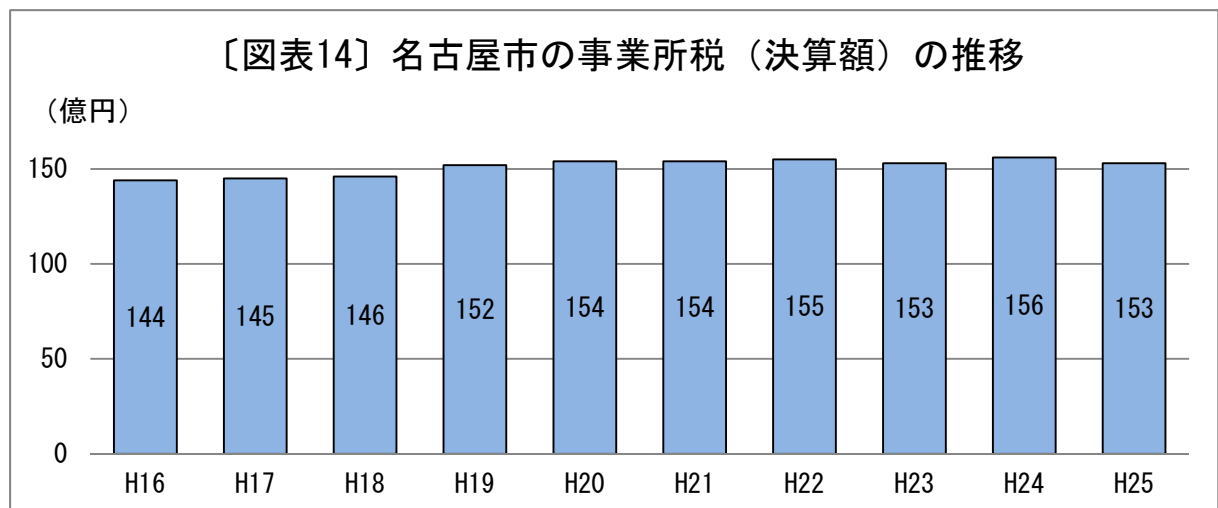
- ・事業所税は、人口 30 万人以上の都市が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課税する目的税であり、事業所床面積に応じた資産割と従業員の給与総額に応じた従業員割から構成されている。
- ・資産割は、事業所床面積を課税標準として、1 m²あたり 600 円の税率により課されるものであるが、事業所床面積の合計が 1,000 m²以下である場合には課されない。また、従業員割は、従業員の給与総額を課税標準として、0.25%の税率により課されるものであるが、従業員の合計数が 100 人以下である場合には課されない。

(2) 事業所税の意義

- ・事業所税は、大都市特有の財政需要に対応するため、都市環境の整備等に係る行政サービスとの受益関係に着目し、人口 30 万人以上の都市に所在する事務所や事業所に負担を求めるものである。
- ・行政サービスとの受益関係に着目する点において、法人市民税と意義が重複しているが、大都市に所在する事務所や事業所は、人口や企業が集積していることに基因した大都市特有の行政サービスを享受しているため、この点に一般市とは異なる受益関係を見出して課税するものと考えられる。

(3) 税収の状況

- ・事業所税に係る税収を見ると、全国ベースでは 3,454 億円（平成 25 年度決算）となっており、市町村税全体（20 兆 2,607 億円）の 1.7%を占めている。
- ・名古屋市における事業所税は 153 億円（平成 25 年度決算）であり、市税収入全体（4,882 億円）の 3.1%を占めている。
- ・名古屋市における直近 10 年間（平成 16 年度～平成 25 年度）の事業所税の決算額の推移は次のグラフ（図表 14）のとおりであるが、平成 24 年度が最高で 156 億円、平成 16 年度が最低で 144 億円となっており、期間を通じて比較的安定している。



3 地方法人課税の課題

(1) 市町村に対する配分割合の拡充

法人は、事業活動にあたって、社会資本整備など市町村が提供する様々な行政サービスを享受しているが、法人所得課税の市町村への配分割合は6.7%と極めて低い水準にとどまっているため、受益と負担の関係に対応した税収が確保できない状況にある。

(2) 偏在性・安定性の是正

① 偏在性の是正

- 法人市町村民税の税収（平成24年度決算）を人口1人当たりで比較すると、最大の東京都（46,538円）と最小の奈良県（7,224円）では6.4倍の差がある。また、東京都（5,937億円）、大阪府（1,836億円）及び愛知県（1,363億円）の3都府県で税収全体（2兆1,287億円）の42.9%を占めており、税収の偏在性が高い税となっている。

② 分割基準の見直し

- 2以上の市町村に事務所や事業所を有する法人は、法人税額を全従業者数に占める当該市町村に係る従業者数の割合で按分した額を課税標準として法人税割を納付する仕組みになっているが、多くの産業において機械化や無人化が進んでいる中で、応益負担という法人住民税の意義に鑑みた場合には、従業者数のみを分割基準としていることの合理性について、改めて検討する必要がある。

③ 安定性の確保

- ・法人税割は、法人税額を課税標準としていることから、事実上、法人所得に対する課税となっており、税収が景気変動の影響を受けて年度間で大きく増減しやすい構造になっている。また、国が政策的に法人税の税率を引き下げた場合には、応益的な負担であるにもかかわらず、特別な措置を講じない限り、自動的にその影響を受けて減収が生じる。
- ・名古屋市においても、平成 19 年度に 920 億円であった法人市民税の税収が、いわゆるリーマンショックの影響により、平成 21 年度には平成 19 年度比約 4 割（343 億円）減となる 577 億円にまで落ち込んだほか、平成 23 年度税制改正によって実施された法人実効税率の引き下げの影響により、約 65 億円（平成 25 年度決算）の減収が生じている。

(3) 地方法人税の創設

- ・平成 26 年度税制改正において、地方団体間の財源の不均衡を是正する観点から、税収の偏在度が大きい法人住民税（法人税割）の一部を地方法人税という形で国税化し、地方交付税の原資とする改正が行われたところであり、また、地方消費税の税率の 10%への引上げと合わせて、今後も国税化の規模を拡大する方向性が示されている。
- ・しかし、法人住民税の税収が東京都特別区や指定都市に偏在する傾向にあるのは、これらの地域に全国の事業所の約 4 割、従業者の約 3 割が所在していることの結果である。これらの都市には、企業の集積や人口の流入に伴って様々な大都市特有の財政需要が生じているにもかかわらず、このような財政需要を満たすための大都市特例税制が確立されていない現状に鑑みれば、ある程度、法人住民税の税収が偏在することについては許容されるべきであり、都市の規模や特性を無視して単純に法人住民税の税収を水平調整のための財源として活用することは、応益原則に反するものと考えられる。
- ・地方団体間の財政力格差の是正については、本来、国から地方への税源移譲を軸として、地方税財源を拡充する中で、地方交付税なども含めて一体的に行うべき事柄である。また、地方団体が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、自主財源を確保することが不可欠の要素であるが、法人住民税の一部国税化は、地方団体の自主財源比率を低下させ、国への財政的な依存度を高めるものであるため、地方分権の趣旨にも逆行する。
- ・さらに、地方法人税の導入に伴う法人住民税の減収については、地方消費税の税率引上げによって代替されることが予定されているが、地方消費税は超過課税を行うことが認められていないため、課税自主権という点では法人住民税よりも制限されている。また、地方消費税は、税率引上げ分に係る税収の使途が社会保障に限定されており、地方の財政運営の自由度についても低

下させるものである。

(4) 応益性の回復

① 欠損法人の負担の適正化

- ・名古屋市に法人市民税の申告書を提出した法人数は 89,770 社（平成 25 年度決算）であるが、このうち 59,066 社（65.8%）が欠損法人となっている。これを資本金別に見ると、資本金 1 億円超の法人については欠損法人の割合が 20.3%（6,180 社中 1,254 社）であるのに対し、資本金 1,000 万円以下の法人については 74.7%（66,137 社中 49,374 社）となっている。
- ・担税力が相対的に低い中小法人の負担に配慮することは重要であるが、応益性や負担分任性といった法人住民税の意義に鑑みると、法人税割の負担が全体の約 3 分の 1 の法人に偏っているという現状については、是正する必要があるものと考えられる。

② 事業所税の負担水準の適正化

- ・昭和 50 年の創設時には 300 円であった資産割の税率は、物価水準や都市環境の整備に係る財政需要の変化等を踏まえ、その後、2 回引き上げられたが、2 回目の昭和 61 年に 500 円から 600 円に引き上げられて以来、今日まで据え置かれている。
- ・また、中小企業の負担軽減を図る観点から免税点が設けられているが、床面積 1,000 m²以下、従業者数 100 人以下という現行基準については、事業所税の創設以来、見直しが行われていない。名古屋市における納税義務者数（平成 25 年度決算）を見ると、資産割が 4,530 社（人）、従業者割が 1,511 社（人）にとどまっており、法人市民税の納税義務者数（89,770 社）と比較すると極めて少ない状況にあるため、現行基準の合理性について改めて検討し、適切な水準に見直していく必要がある。

4 地方法人課税の今後のあり方

(1) 課税標準の見直し

- ・これまで見てきたように、地方法人課税の中心である法人住民税については、その税収の大半を占める法人税割の課税標準が実質的には法人所得となっているために、事業活動を通じて地方公共団体が提供する様々な公共サービスを受益しているにもかかわらず、欠損法人には税負担が生じないという応益性の問題があるほか、税収の大幅な変動や大都市圏への偏在といった問題が生じている。

- ・こうした問題に鑑みると、地方法人課税については、その課税標準を現在の法人所得から企業の活動規模により良く即し、かつ時系列的にも地域的にも変動の小さいものに改変していくことが望ましいと言える。具体的には、道府県税である法人事業税の一部に採用されている付加価値（企業利潤のみならず給与支払総額や支払利子、賃貸料等の要素費用を含む広義の法人所得）がその候補になり得るものと考えられる。
- ・法人事業税の課税標準を上記の付加価値に純化することも含め、このような方向で法人住民税の課税標準を改変するとともに、税率を適切な水準に設定することで、地方に対する法人所得課税の配分割合の拡充を図ることが望ましい。
- ・特に、企業の集積度が高く、企業活動に係る財政需要が大きい大都市については、市域内で発生する広義の法人所得から発生する税収のすべてを市税収入に繰り入れるという形で大都市特例税制を構築することにより、特例事務の実施に係る財源不足を解消し、都市的財政需要の拡大に対応できるようにすることが期待される。

(2) 地方における財政力格差の是正

- ・上述した法人住民税の課税標準の見直し（及び法人事業税における付加価値割への純化）により、地方法人課税に係る税収の地域間格差はかなり緩和されるものと期待されるが、現に企業活動には地域的な偏在性が存在していることから、税収格差を完全に解消することは難しいものと考えられる。
- ・このような税収格差は、企業活動から生じる財政需要の規模に起因するものであり、したがって担税力が相対的に低い中小法人の負担には配慮する必要があるものの、必ずしも完全な解消を図る必要性は認められず、むしろ受益と負担の対応関係を強化するとの観点からは、ある程度、これを許容すべきものと考えられる。
- ・地方法人税制度は、地方税が国税化・地方交付税財源化されるものであり、地方税の原則である応益性や負担分任性に反するだけでなく、真の分権型社会を実現すべきという方向性にも反しているため、速やかに撤廃すべきである。

第5章 資産課税の現状と課題

1 固定資産税の現状

(1) 固定資産税の概要

- ・固定資産税は、賦課期日（1月1日）における固定資産（土地、家屋及び償却資産）の所有者に対し、当該固定資産の価格に基づいて市町村が課す税であるが、地方税法上、台帳課税主義が採られており、固定資産課税台帳に登録されたところから従って課税される。
- ・課税の基礎となる固定資産の価格は、総務大臣が定める評価の基準（固定資産評価基準）に従って算出するものとされており、土地及び家屋については3年ごとに評価替えを行うことになっている。

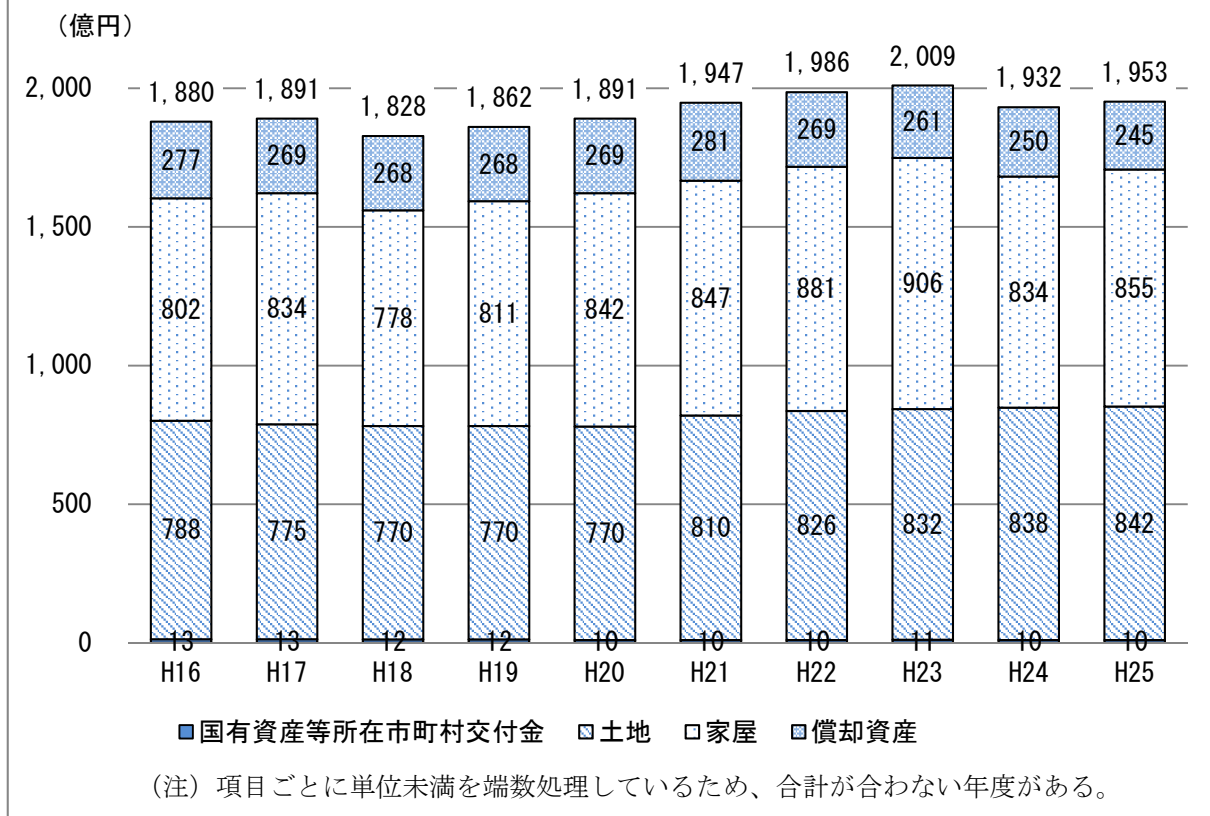
(2) 固定資産税の意義

- ・固定資産税は、固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間の一般的な受益関係に着目し、その資産価値に応じて課税される財産税である。

(3) 税収の状況

- ・固定資産税に係る税収を見ると、全国ベースでは8兆5,283億円（平成25年度決算）となっており、市町村税全体（20兆2,607億円）の42.1%を占める基幹税目となっている。
- ・名古屋市における固定資産税は1,953億円（平成25年度決算）であり、市税収入全体（4,882億円）の40.0%を占めている。
- ・名古屋市における直近10年間（平成16年度～平成25年度）の固定資産税の決算額の推移は次のグラフ（図表15）のとおりであり、平成23年度が最高で2,009億円、平成18年度が最低で1,828億円となっている。

〔図表15〕 名古屋市の固定資産税（決算額）の推移



2 都市計画税の現状

(1) 都市計画税の概要

- ・都市計画税は、賦課期日（1月1日）現在、都市計画法に規定する都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地及び家屋の所有者に市町村が課す税であり、原則として固定資産税と併せて賦課徴収するものとされている。
- ・都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税とされている。
- ・都市計画事業等の進捗状況によって都市計画税として調達すべき規模が市町村によって異なることから、地方税法上、課税については条例に委任されており、また、標準税率は定められておらず、制限税率（0.3%）のみが定められている。

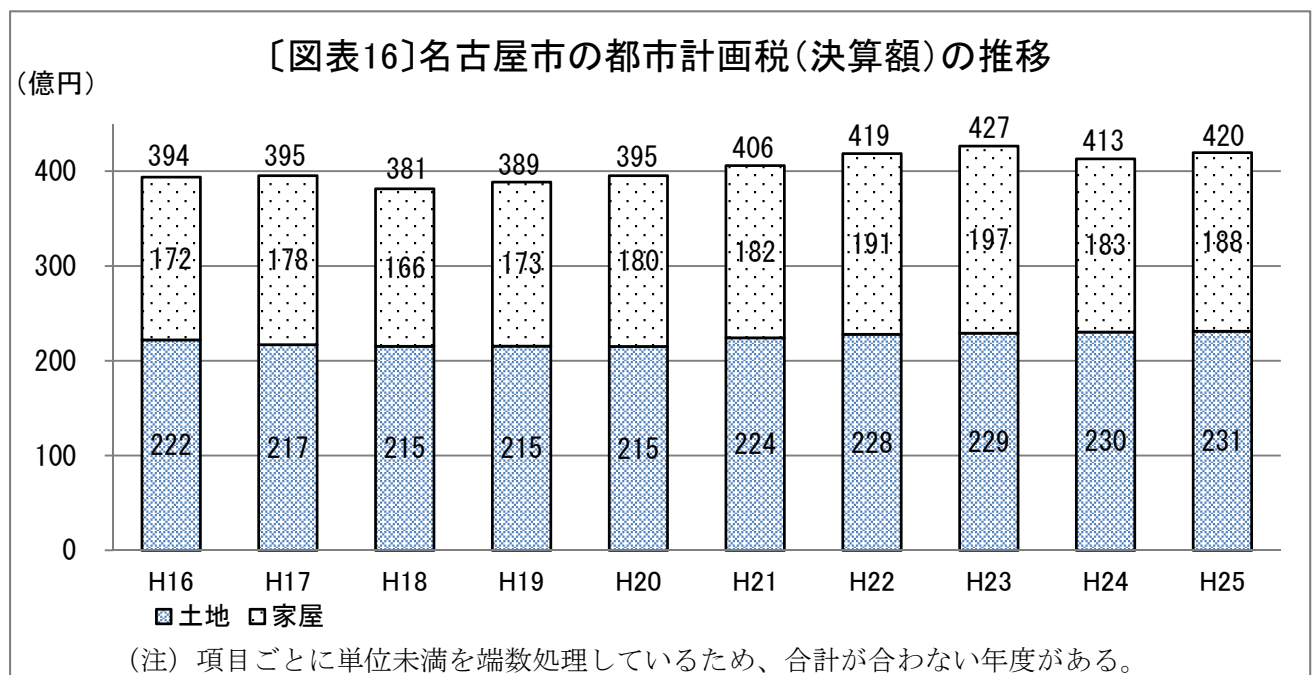
(2) 都市計画税の意義

- ・都市計画税は、都市計画事業等の進展に伴って土地や家屋の資産価値が向上

する点において、所有者に受益が認められることから、その受益関係に着目して課税されるものである。

(3) 税収の状況

- ・都市計画税に係る税収を見ると、全国ベースでは1兆2,264億円（平成25年度決算）となっており、市町村税全体（20兆2,607億円）の6.1%を占めている。
- ・名古屋市における都市計画税は420億円（平成25年度決算）であり、市税収入全体（4,882億円）の8.6%を占めている。
- ・名古屋市における直近10年間（平成16年度～平成25年度）の都市計画税の決算額の推移は次のグラフ（図表16）のとおりであり、平成23年度が最高で427億円、平成18年度が最低で381億円となっている。



3 資産課税の課題

(1) 負担の適正化

①負担調整措置における据置特例

- ・現在、土地に係る固定資産税及び都市計画税については負担調整措置が講じられているが、住宅用地については、平成24年度税制改正により、負担水準 $\{前年度の課税標準額 \div (今年度の価格 \times 住宅用地特例率)\}$ が一定の範囲内にある場合に課税標準額を前年度の額に据え置く特例措置が平成26年度から廃止されている。その一方で、商業地等については、平成27年度税制改正に向

けてそのあり方が議論されたものの、引き続き据置特例を存置するものとされ、今後の検討課題と位置付けられた。

- ・具体的には、商業地等については、負担水準（前年度の課税標準額÷今年度の価格）が70%超の場合は課税標準額を価格の70%相当額まで引き下げ、60%未満の場合は段階的に価格の60%相当額まで引き上げ、60%以上70%以下の場合は前年度の課税標準額に据え置く措置（負担調整措置）が講じられているが、このような制度は、納税者にとって分かりにくいだけでなく、価格が同じで土地であっても、税負担が60%と70%という異なる2つの水準に収斂する場合があります。そのため、不均衡が生ずることになる。

②住宅用地に対する特例

- ・現在、住宅用地については、住宅政策上の見地から、課税標準の特例措置が講じられており、原則として小規模住宅用地（住宅用地のうち住宅1戸につき200㎡までの部分）については固定資産税1/6、都市計画税1/3、一般住宅用地（住宅用地のうち小規模住宅用地以外の部分）については固定資産税1/3、都市計画税2/3の特例率が価格に対して適用されている。
- ・この特例措置は、土地に係る固定資産税評価額を地価公示価格の7割水準とする、いわゆる7割評価が平成6年度に導入されたことに伴い、住宅用地の評価額が全国平均で3.9倍と大幅かつ急激に上昇したことを踏まえ、現行の率に拡充されたという経緯があるが、その後、地価は大幅に下落しており、小規模住宅用地について見ると、平成25年度は7割評価導入前の平成5年度と比較して1.7倍程度の水準にとどまっている。

年 度	住宅用地に係る特例措置の経緯	
	固定資産税	都市計画税
昭和48年度	創設（特例率1/2）	—
昭和49年度	小規模住宅用地に係る特例措置の創設（特例率1/4）	—
平成6年度	特例措置の拡充 <small>〔小規模 1/4 → 1/6〕</small> <small>〔一 般 1/2 → 1/3〕</small>	創設 <small>〔小規模 1/3〕</small> <small>〔一 般 2/3〕</small>

- ・したがって、小規模住宅用地について平成5年度と平成25年度の税負担を比較すると、固定資産税は約13%増〔H25 (1.7×1/6) ÷ H5 (1×1/4) = 1.13〕となっている一方で、都市計画税は40%以上の減〔H25 (1.7×1/3) ÷ H5 (1)〕

=0.57] となっている。

③新築住宅に対する特例

- ・現在、一定の要件に該当する新築住宅については、家屋に係る固定資産税を一定期間（5年間又は3年間）減額する特例措置が講じられているが、この措置は、戦後の住宅ストックの不足を背景に、住宅建設の促進を図ることを目的として昭和39年に導入されたものである。
- ・しかし、「住宅・土地統計調査」（総務省所管）を見ると、総住宅数は昭和43年に総世帯数を上回っており、その差は年々拡大している。平成25年は、世帯数5,246万世帯に対して住宅数は6,063万戸（名古屋市の場合、世帯数111万世帯に対して住宅数は128万戸）という状況にあることに鑑みれば、住宅ストックの不足解消という所期の政策目的は、すでに達成されたものと考えられる。

(2) 都市計画税の拡充

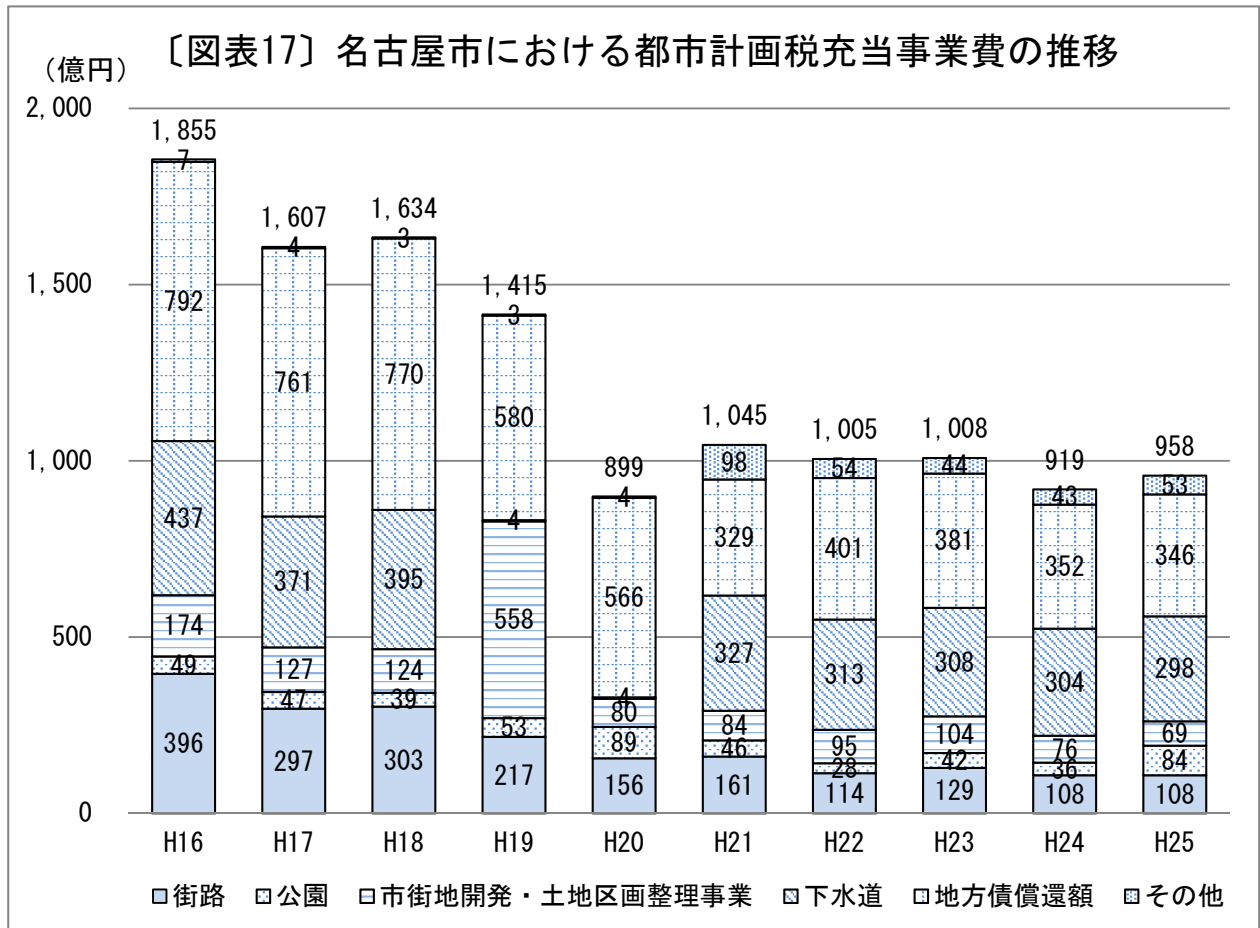
①税収の拡充

- ・都市計画税の税率は、都市計画事業等の進捗状況によって都市計画税として調達すべき規模が各市町村により異なることから、地方税法上は制限税率（0.3%）のみが規定されているが、大都市（人口50万人以上の28団体）における課税状況を見ると、都市計画事業等に係る財政需要が大きいことなどから、大半の都市（24団体）において制限税率が採用されている。
- ・名古屋市においても制限税率を採用しているが、都市計画税に係る税収を充当し得る都市計画事業や土地区画整理事業に係る費用（図表17）が958億円（平成25年度決算）であるのに対し、税収は420億円にとどまっているため、歳出規模に見合った税収が確保できていない状況にある。

②使途の拡充

- ・名古屋市では、戦後の急激な人口増や高度経済成長に伴う社会的ニーズの拡大等に対応するため、市民利用施設や学校、市営住宅等の公共施設の整備を進めてきたが、その結果、平成24年度末時点において、延床面積で約1,000万㎡に及ぶ約2,700施設を保有するに至っている。
- ・これらの施設は、主に昭和40年代から60年代にかけて整備されたものが多いため、平成24年度末時点で築40年を経過した施設が延床面積ベースで全体の23%を占めており、10年後にはさらに56%にまで上昇することが見込まれている。
- ・したがって、今後はこれらの施設の老朽化対策に相当の費用を要し、その財

源確保が大きな課題の1つになると考えられるが、都市計画税については、使途が都市計画事業等に要する費用に限定されており、これらに該当しない施設の維持・管理や補修、更新等には充てることが認められていない。



(3) 償却資産に対する現行の課税制度の維持

- ・償却資産に係る固定資産税に対しては、経済団体を中心に廃止を含めた抜本的な見直しを求める意見があるが、今後の方向性については、平成27年度の与党税制改正大綱において、「固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する」ものとされている。
- ・償却資産に係る固定資産税の税収を見ると、全国ベースでは1兆5,313億円（平成25年度決算）で、名古屋市においても245億円（平成25年度決算）の貴重な財源となっているため、今後、この税について、仮に廃止や縮減等の見直しが行われる場合には、市町村財政に極めて大きな影響を与えることになる。

4 資産課税の今後のあり方

(1) 負担軽減措置の整理・合理化

- ・固定資産税については、国の政策目的に沿って、様々な非課税規定や課税標準の特例、減額措置等の負担軽減策が講じられているが、応益負担を本旨とし、市町村にとって基幹的な安定財源である固定資産税に国の施策で減収を生じさせることは、地方分権という点で問題が大きいことから、これらの負担軽減措置については、真に必要と考えられる最小限の範囲で導入するにとどめ、また、導入後においても、不断に整理、合理化に努める必要がある。
- ・例えば新築住宅に対する減額措置など、一定の政策目的を達成するための手段として導入された特例については、すでにその目的が達成された状況にないかどうか、常に見極める必要があり、また、住宅用地に係る課税標準の特例など、導入当時とは社会経済状況が変化し、現行水準による税負担への配慮が過度と考えられるものもあるため、このような措置については、速やかに廃止や縮減を含めた見直しを行うことが必要である。この場合、地域の実状に応じ柔軟な対応が可能となるよう、特例率については条例に委任することが考えられる。
- ・商業地等に係る負担調整措置については、住宅用地と同様に据置措置を廃止し、負担水準の不均衡を是正するとともに、納税者にとって分かりやすい簡素な制度とすべきである。

(2) 都市計画税の拡充

- ・土地や家屋の利用価値は、新たな都市計画事業等の施行に限らず、すでに整備された都市基盤の維持管理によっても高い水準で維持され、その所有者の利益を増大させること、また、公共施設の老朽化対策とそのために要する財源の確保が喫緊の課題となっていることに鑑みると、都市計画税に係る税収については、施設の維持や管理に要する費用にも充当できるよう、用途を拡充すべきである。
- ・大都市においては都市計画事業等に要する費用の規模が大きく、現行の制限税率の水準では、この費用を賄うだけの十分な税収が確保できない状況にあることから、制限税率を引き上げるべきである。

(3) 償却資産に対する課税の堅持

- ・償却資産に対する固定資産税は、償却資産の保有と行政サービスとの間の受益関係に着目し、応益的に課される税であり、また、市町村の貴重な安定財源であることから、国の経済政策等の観点から廃止や縮減を行うべきではなく、現行制度を堅持するべきである。

(4) 国有資産等所在市町村交付金の拡充

- 国や地方公共団体が所有する固定資産については、原則として固定資産税は非課税とされているが、所有する国や地方公共団体以外の者が使用している固定資産や空港の用に供する固定資産など、使用実態や所在する市町村との受益関係が固定資産税を課される一般の固定資産と同様のものについては、国有資産等所在市町村交付金の対象とされており、国有財産台帳等に記載された価格に 1.4% を乗じた額を当該固定資産が所在する市町村に交付するものとされている。
- これらの固定資産については、現在、固定資産税相当額のみが交付されており、都市計画税相当額については交付されていないが、上記のような交付趣旨に鑑みれば、都市計画税相当額を除外する合理的な理由はないと考えられることから、当該固定資産が都市計画区域内に所在する場合には、当該固定資産が所在する市町村において採用されている都市計画税の税率に相当する率を 1.4% に加算した率によって国有資産等所在市町村交付金の額を算定すべきである。

第6章 自動車関連税制の現状と課題

1 軽自動車税の現状

(1) 軽自動車税の概要

- ・軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車について、その主たる定置場所在の市町村が、その所有者に対して課するものである。
- ・標準税率は、原動機付自転車については輪数及び総排気量又は定格出力に応じて2,000円から3,700円まで4段階に区分されており、軽自動車及び小型特殊自動車については輪数（4輪以上のものについてはさらに用途）に応じて3,600円から10,800円まで6段階に区分されている。また、2輪の小型自動車については6,000円とされている。

(注) 標準税率は平成26年度税制改正により改正されており、上記の税率は、いずれも改正後の税率である。

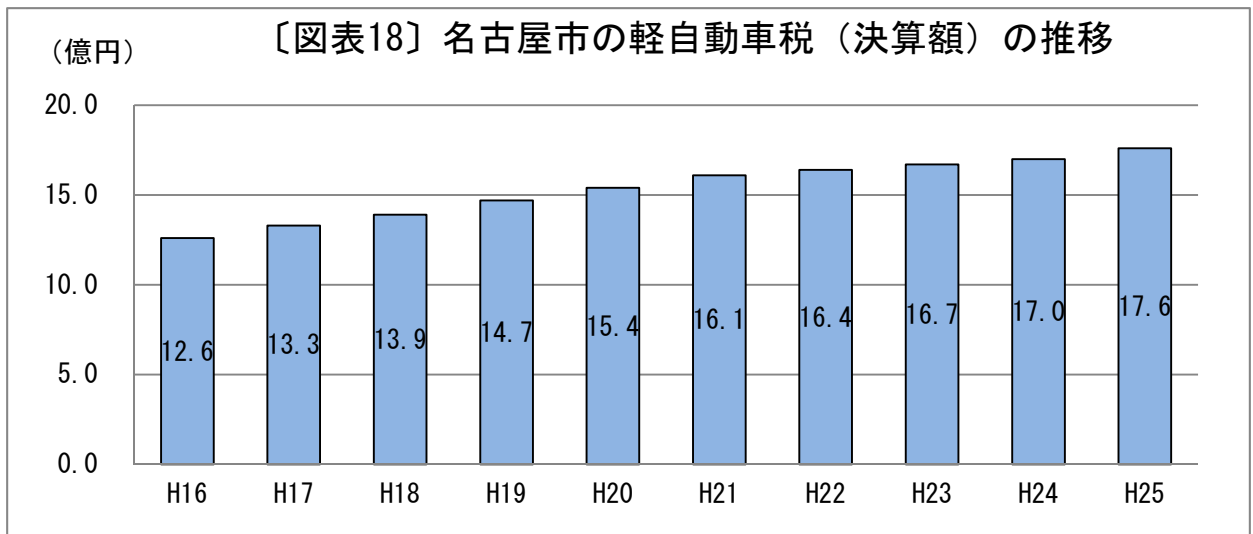
- ・平成28年度以後は、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車を対象に重課規定が適用されるほか、平成28年度分に限り、一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けたものに限る。）を対象に軽課規定が適用される。

(2) 軽自動車税の意義

- ・軽自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を併せ持ち、その保有に着目して課される税である。

(3) 軽自動車税の税収

- ・軽自動車税に係る税収を見ると、全国ベースでは1,885億円（平成25年度決算）となっており、市町村税全体（20兆2,607億円）の0.9%を占めている。
- ・名古屋市における軽自動車税は18億円（平成25年度決算）であり、市税収入全体（4,882億円）の0.4%を占めている。
- ・名古屋市における直近10年間（平成16年度～平成25年度）の軽自動車税の決算額の推移は次のグラフ（図表18）のとおりであり、毎年度、増加している。



2 自動車関連の地方譲与税・県税交付金の現状

(1) 自動車関連の地方譲与税・県税交付金の概要

①地方揮発油譲与税

- ・地方揮発油税は、揮発油の使用に対し、地球温暖化への取組みや地方の道路整備の必要性等との関係に着目して課される国税である。

譲与対象	譲与割合	譲与基準	
都道府県 指定都市	税込の 58/100	1/2	一般国道等の延長
		1/2	一般国道等の面積
市町村 (指定都市を含む)	税込の 42/100	1/2	市町村道の延長
		1/2	市町村道の面積

(注) 一般国道等とは、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で都道府県及び指定都市が管理するもの（経費を負担しないものを除く。）をいう。

②自動車重量譲与税

- ・自動車重量税は、自動車の検査を受け、又は軽自動車の使用の届出を行うことによって初めて、これらの自動車の運行が可能になるという法的地位あるいは利益を受けることに着目して課される税であり、自動車の走行に伴う道路損傷、大気汚染等の社会的費用を考慮し、自動車の使用者が道路整備により受益していることを踏まえて課税される。

譲与対象	譲与割合	譲与基準	
市町村 (指定都市を含む)	税込の 1/3	1/2	市町村道の延長
		1/2	市町村道の面積

(注) 譲与割合については、当分の間、407/1,000 とされている。

③石油ガス譲与税

- 石油ガス税は、石油ガスの使用に対し、地球温暖化への取組みや地方の道路整備の必要性等との関係に着目して課される税である。

譲与対象	譲与割合	譲与基準	
都道府県 指定都市	税込の 1/2	1/2	一般国道等の延長
		1/2	一般国道等の面積

(注) 一般国道等とは、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で都道府県及び指定都市が管理するもの（経費を負担しないものを除く。）をいう。

④自動車取得税交付金

- 自動車取得税は、権利の取得、移転に担税力を認めて課される流通税であるとともに、自動車（大型・小型特殊自動車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車を除く。）の取得が一種の資産形成としての性格を有することにも着目して課される税であり、自動車の使用者が道路整備、救急等に係る行政サービスを受けることによる受益者負担金的性格・原因者負担的性格を有する。

交付対象	交付割合	交付基準	
指定都市	3/10	1/2	県内の一般国道等の延長に占める当該指定都市の割合
		1/2	県内の一般国道等の面積に占める当該指定都市の割合
市町村 (指定都市を含む)	7/10	1/2	市町村道の延長
		1/2	市町村道の面積

- (注) 1 上記の譲与割合は、税込に 95/100 を乗じた額に乗じる。
- 2 一般国道等とは、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で都道府県及び指定都市が管理するもの（経費を負担しないものを除く。）をいう。

⑤軽油引取税交付金

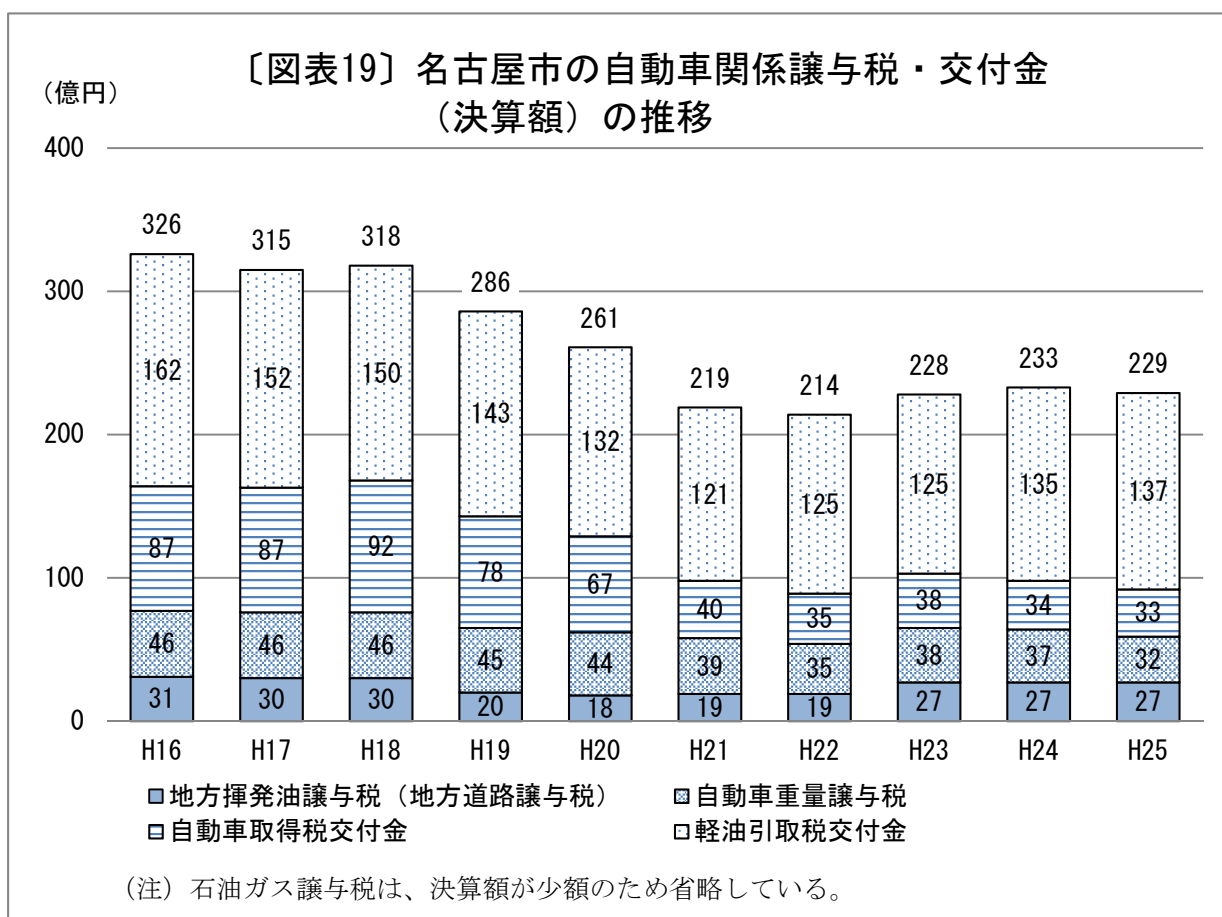
- ・軽油引取税は、軽油の使用と道路整備や交通事故対策、地球環境対策といった特定の行政サービスとの受益関係に着目して課される税である。

交付対象	交付割合	交付基準	
指定都市	9/10	—	県内の一般国道等の面積に占める当該指定都市の割合

(注) 一般国道等とは、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で都道府県及び指定都市が管理するもの（経費を負担しないものを除く。）をいう。

(2) 名古屋市における自動車関連の地方譲与税及び県税交付金の状況

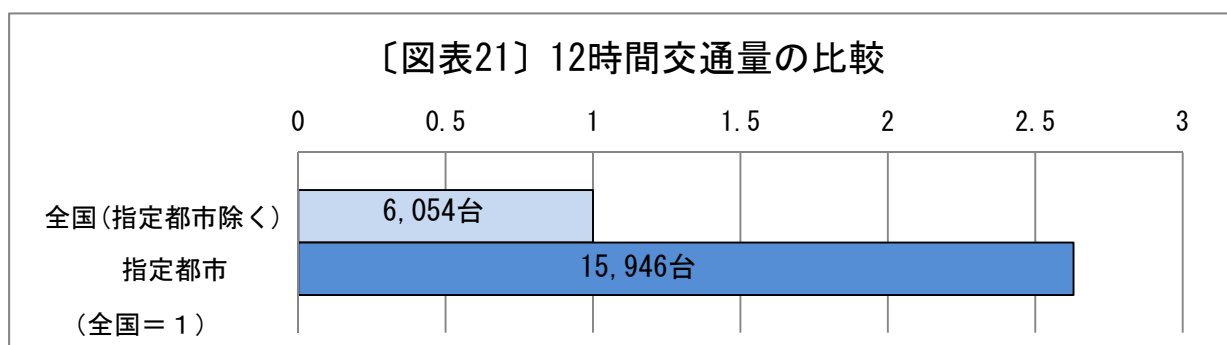
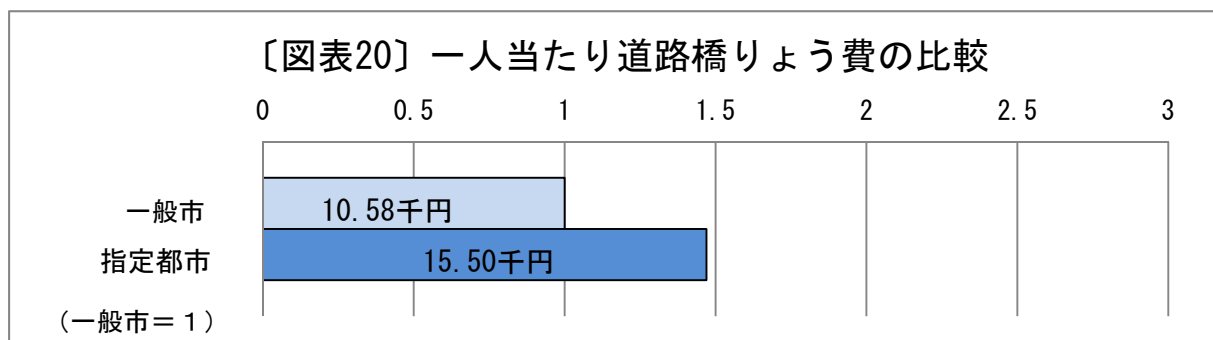
- ・名古屋市における自動車関連の地方譲与税及び県税交付金の額は、総額で 229 億円（平成 25 年度決算）であるが、このうち軽油引取税交付金が 137 億円で約 6 割を占めている。
- ・名古屋市における直近 10 年間（平成 16 年度～平成 25 年度）の自動車関連の地方譲与税及び県税交付金の決算額の推移は次のグラフ（図表 19）のとおりであるが、自動車重量譲与税と自動車取得税交付金については、平成 21 年度に創設された、いわゆるエコカー減税の影響によって収入額が大きく減少している。



3 自動車関連税制の課題

(1) 大都市特有の財政需要の反映

- ・指定都市については、市民1人当たりの道路橋りょう費（図表 20）が一般市と比較して 1.5 倍になっているが、これは、12 時間交通量の比較（図表 21）からも分かるとおり、人口の集積や活発な経済活動を背景に交通量が多く、道路の損耗等も早いことが要因の 1 つと考えられる。
- ・しかしながら、地方揮発油税や自動車重量税等を地方に譲与する際には、基本的には道路の延長と面積を基準として按分することとされており、人口のほか道路の形態や幅員により若干補正はされるものの、上記のような大都市特有の事情については、十分に反映されていない。



(2) 車体課税の見直しに伴う減収への対応

① エコカー減税の導入に伴う減収

- ・自動車取得税は、その税収の約 7 割が市町村に交付されているため、都道府県よりもむしろ市町村の貴重な財源となっているが、平成 21 年度に自動車の買換えや購入需要の促進、低炭素社会の実現を目的としてエコカー減税が導入されたことによって大幅な減収が生じており、これに伴って市町村への交付額も大きく減少している。名古屋市においても、平成 20 年度の交付額（67 億円）と比較すると、平成 25 年度の交付額（33 億円）は半減している。

- ・自動車重量税は、その税収の約4割が市町村に譲与されており、市町村の貴重な財源となっているが、自動車取得税と同様、エコカー減税の導入に伴って国からの譲与額が大きく減少している。
- ・また、自動車重量税については、いわゆる税制抜本改革法において、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行うこととされているため、地方に対する財源補てん措置が講じられない場合には、今後、さらに減収額が拡大するものと考えられる。

②自動車取得税の税率引下げに伴う減収の補てん

- ・平成26年度税制改正により、自動車取得税の税率については、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴って引き下げられたが、この税率引下げに伴って生ずる市町村の減収分については、国による財源補てんが行われていない。
- ・また、自動車取得税については、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられた時点で廃止することとされているが、今後も地方に対する財源補てん措置が講じられない場合には、さらに減収額が拡大するものと考えられる。

(3) 軽自動車と小型自動車の税率の乖離

- ・4輪で乗用かつ自家用の軽自動車と、総排気量1,000cc以下で自家用の小型自動車は、機能や価格面でほとんど差異がないにもかかわらず、税率を比較すると、平成26年度税制改正により軽自動車の税率が引き上げられるまでの間は4倍程度の差があったところであり、引上げ後の税率で比較した場合でも、なお2.7倍の差がある。

4 自動車関連税制の今後のあり方

(1) 自動車税環境性能割交付金制度の導入

- ・自動車取得税や自動車重量税においてエコカー減税が実施されていることや、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられる際に自動車取得税が廃止され、自動車重量税が見直されることに伴う市町村の減収分については、これらの税に係る地方譲与税や県税交付金が市町村の貴重な財源となっている現状に鑑み、国の責任において確実に代替財源を確保し、市町村の財政に影響を与えないようにする必要がある。
- ・自動車取得税が廃止された場合に、その代替財源を確保するとともに、エコカー減税を通じて自動車取得税が発揮しているグリーン化機能を引き継ぐ観

点から、現在、国において、自動車の取得時に自動車税環境性能割を導入することが検討されているが、上記のとおり、自動車取得税が市町村の貴重な財源となっていることを踏まえ、環境性能割を導入する場合には、自動車取得税の廃止に伴う市町村の減収に見合う額を市町村に交付する制度を創設すべきである。

(2) 大都市特有の財政需要への対応

- ・大都市においては、交通量が多く、道路の損耗が早いことなどから、一般市と比較して道路橋りょう費に係る負担が大きくなっているが、自動車取得税の交付や自動車重量税の譲与にあたっては、このような事情も踏まえ、交通量や人口等の指標に基づいて補正を行うなど、交付額が財政需要の規模に見合った額となるよう、算定基準において配慮する必要がある。

第7章 消費課税の現状と課題

1 地方消費税の現状

(1) 地方消費税の概要

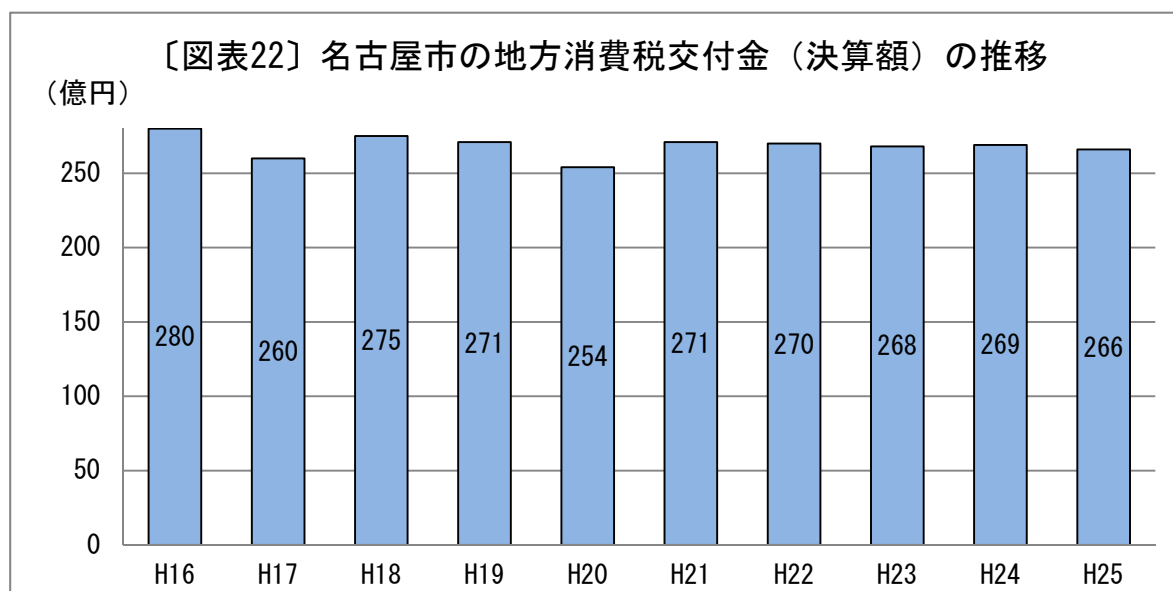
- ・地方消費税は、譲渡割と貨物割からなる道府県税であり、このうち譲渡割は課税資産の譲渡（役務の提供を含む。）を行った事業者に対し、その住所地又は本店所在地の都道府県において、また、貨物割は課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、当該保税地域所在の都道府県において、それぞれ課される。
- ・原則として譲渡割は都道府県に対し、また、貨物割は国（税関）に対し、消費税と併せて申告納付することとされているが、当分の間は、譲渡割についても国（税務署）に消費税と併せて申告納付することとされている。
- ・課税標準は消費税額であり、税率は17/63（税率6.3%の消費税と合わせると8%）である。
- ・国に納付された地方消費税のうち、譲渡割については申告納付された都道府県に、また、貨物割については保税地域が所在する都道府県に、それぞれ払い込まれる。その後、税収を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した指標に基づき都道府県間で清算を行うこととされている。平成27年度税制改正で清算基準が見直され、国から払い込まれた譲渡割と貨物割の合算額について、その75%を「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額、15%を「人口（国勢調査）」、残りの10%を「従業者数（経済センサス基礎調査）」で按分して清算することとされた。
- ・各都道府県は、清算後の地方消費税の税収の1/2を市町村に地方消費税交付金として交付する。この場合、平成26年4月に実施された税率引上げ分（社会保障財源分）に係る税収については「人口（国勢調査）」で按分し、それ以外の税収については、1/2を「人口（国勢調査）」、残りの1/2を「従業者数（経済センサス基礎調査）」で按分して交付する。
- ・平成26年4月に実施された税率の引上げに係る税収については、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てることとされている。

(2) 地方消費税の意義

- ・地方消費税は、消費に担税力を見出し、消費一般に対して広く公平に負担を求める税であり、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実に資する観点から、平成9年度の消費税率の引上げに併せて創設されたものである。
- ・地方消費税交付金は、地方消費税の創設にあたり、市町村についても個人住民税の減税と消費譲与税の廃止に伴う歳入不足を補い、安定財源を確保する必要があるという観点から創設されたものである。

(3) 地方消費税収の状況

- ・地方消費税に係る税収を見ると、全国ベースでは2兆6,496億円（平成25年度決算）となっている。
- ・名古屋市における地方消費税交付金は266億円（平成25年度決算）であり、市税収入と比較するとその5%に相当する。
- ・名古屋市における直近10年間（平成16年度～平成25年度）の地方消費税交付金の決算額の推移は次のグラフ（図表22）のとおりであり、平成16年度が最高で280億円、平成20年度が最低で254億円となっている。



2 消費課税の課題

(1) 地方への配分割合

- ・地方消費税は、税収が景気変動の影響を受けにくく、比較的安定しており、また、税源の偏在性も小さいため、地方税にふさわしい税目と言えるが、国

と地方の配分割合を見ると、国（消費税）の10兆8,293億円に対し、地方（地方消費税）は2兆6,496億円にとどまっており、国：地方＝8：2という状況にあることから、地方への配分割合が極めて低くなっている。

(2) 地方消費税の清算基準

- ・地方消費税は事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者とする消費型付加価値税であり、国際的には域内事業者の付加価値と域内消費者の最終消費との課税ベースを一致させるため、課税権者はその境界において移入課税・移出免税の調整を行っているところであるが、地方税である地方消費税において県境税調整を行うことは現実的には極めて困難であるため、地方消費税収を各都道府県の消費に相当する額（清算基準）に基づいて清算することとされており、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとしている。
- ・都道府県間の清算基準のうち、「小売年間販売額」と「サービス業対個人事業収入額」は供給サイドに立った指標で、購入地における消費額を表すものであるため、本来、税収を帰属させるべき最終消費地である居住地の消費額とは差が生じている。
- ・特に、インターネットを利用した通信販売による消費が拡大している中で、消費額が消費者の居住地の都道府県ではなく、販売会社の事務所が所在する都道府県に算定されることについては、是正されるべき課題である。

3 消費課税の今後のあり方

(1) 消費課税の充実

- ・地方消費税は、税収が景気変動の影響を受けにくく、安定的であることに加え、都道府県間の清算によって偏在性も小さいことから、地方税として望ましい税目である。
- ・また、少子高齢化が進展する中で、勤労世代のみに負担を偏らせることなく、あらゆる世代に広く公平に負担を求めることができるほか、ライフサイクルの一時期に負担が大きく偏ることも少ないため、今後、ますます重要な役割を果たすものと考えられ、一層の充実を図る必要がある。

(2) 地方消費税の一般財源化

- ・平成26年4月に実施された税率引上げに係る税収（地方消費税交付金に係る歳入を含む。）については、その全額が社会保障財源とされているが、税収は一般財源が原則であり、また、応益負担とされる地方税において、地方消費

税を社会保障財源とする合理性は低いものと考えられる。

(3) 清算基準の精緻化

- ・清算基準については、平成 27 年度の税制改正で、サービス業に係る統計について経済センサスに基づく統計に置き換えるなど見直しが進められたが、今後も、最終消費地と税収の帰属地をできるだけ一致させる方向で見直しを進めることが求められる。

(4) 軽減税率による地方財政への影響の排除

- ・平成 27 年度税制改正大綱において、消費税率 10%時に軽減税率を導入するものとされているが、地方消費税は地方にとって貴重な安定財源であることに鑑み、軽減税率の制度設計にあたっては、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。
- ・なお、消費税が創設された平成元年以前は、奢侈性や便益性などに着目して個別に課税する物品税を中心とした消費課税体系であったところ、消費者の価値観の多様化に伴って物品間で課税の不均衡が生じることとなり、消費一般に広く課税する消費税が創設されるに至ったという経緯に鑑みると、軽減税率の適用範囲を合理的かつ明確に設定することは難しいのではないかと考えられる。また、国際的に見ても、10%程度の税率で軽減税率を導入している国は少なく、仮に導入したとしても、税収減の要因となる一方で、逆進性を緩和する効果はそれほど大きくはないものと考えられる。

おわりに

この報告書では、「はじめに」でも触れたとおり、現行の地方税制を個人所得課税、地方法人課税、資産課税及び消費流通課税の4つに区分し、それぞれの区分ごとに今後のあるべき方向性について様々な意見を述べてきたところであるが、これらの意見をすべて同時に実現することは現実的に難しい中で、今後、具体的に税制のあり方を検討する際には、全体最適という視点が不可欠になる。

すなわち、行政として対応すべき喫緊の課題、あるいは将来的な課題は何かということについて考えながら、これらの課題に対応するための施策を歳入面で支える税制について、所得課税、資産課税、消費課税をどのような形で組み合わせることが最も相応しいのか、総合的な観点から検討していかなければならない。

なお、その際には、本書の中でも言及した「税制の基本原則」や「地方税の原則」が最終的な判断の拠り所になるであろうことをここに付言しておきたい。